

令和6年第2回
笠間市議会定例会会議録 第3号

令和6年6月7日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	菌 部 恵 一 君
会 計 管 理 者	西 山 浩 太 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	橋 本 祐 一 君
人 事 課 長	藤 田 優 君
人 事 課 長 補 佐	石 川 幸 子 君
総 務 課 長	稲 田 和 幸 君
総 務 課 長 補 佐	木 村 幸 広 君
財 政 課 長	本 凶 亜 紀 君
契 約 検 査 室 長	小 谷 淳 一 君
財 政 課 G 長	橋 本 貴 文 君
危 機 管 理 課 長	谷 田 部 仁 史 君
危 機 管 理 課 長 補 佐	近 藤 智 広 君
社 会 福 祉 課 長	瀬 谷 昌 巳 君
社 会 福 祉 課 長 補 佐	高 松 繁 樹 君
高 齢 福 祉 課 長	金 木 和 子 君
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	伊 藤 浩 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	久 保 田 真 智 子 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長 補 佐	増 渕 由 美 子 君
こ ど も 福 祉 課 長	宮 本 隆 君
こ ど も 福 祉 課 長 補 佐	後 藤 尚 美 君
経 営 管 理 課 長	斎 藤 直 樹 君
都 市 計 画 課 長	鶴 田 宏 之 君

都市計画課長補佐	大嶋信二君
生涯学習課長	山本哲也君
生涯学習課長補佐	豊田修司君

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	鶴田貴子
係長	神長利久
係長	上馬健介

議事日程第3号

令和6年6月7日（金曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第3号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、17番西山 猛君、18番石松俊雄君を指名いたします。

一般質問

○議長（大関久義君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式から選択といたします。質問は項目ごとに質問し完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行機関とも分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、4番鈴木宏治君の発言を許可いたします。

鈴木宏治君。

〔4番 鈴木宏治君登壇〕

○4番（鈴木宏治君） 4番、政研会の鈴木宏治です。通告に従い、一問一答方式で質問します。

議長にお願いがあります。パネルの掲示の許可をお願いします。

○議長（大関久義君） 許可いたします。

○4番（鈴木宏治君） よろしく申し上げます。ありがとうございます。

まず初めに、パネルのほうの提示をさせていただきます。

私の一般通告の文言の中で、「障害」の「害」という字が平仮名ではなく漢字が使われているということで、それはどうなのかということを言っている方がいらっしゃるということをお聞きしまして、私なりのポリシーを持ってこの「碍」の字を使っているんだということを簡単に御説明させていただいてから大項目にいきたいと思っております。

もともと、この「障害」というのはこっちですね、石への「碍」というものが使われていたんですけども、徐々に両方使われるように明治期ぐらいからなっていくということがあります。この石への「碍」は、妨げる、支える、壁、差しさわるという意味で使われております。こちらの「害」は、生命を途中で絶つ、損なう、傷つける、災いとい

う意味で用いられています。つまり、石へんの「碍」は、行動するのに壁があったり、妨げられているという意味であり、「障害」というものを表すに対して、私はそちらのほうがふさわしいというふうに思っていました。こちらの害虫の「害」の字のほうですけども、行動をするのに災いがあるとか、損なうという意味になるという形なので、これは昭和の初めの頃からもこちらの「害」の字はよくないんじゃないかという話もいろいろなところでは出ていました。

どちらの漢字がふさわしいと皆さん思いますか。私は、個人的には石へんの「碍」がいいというふうに思っております。

そして、問題があります。本来であれば、この石へんの「碍」を使って表記をすればよろしいんですが、昭和20年まで歴史は遡ります。戦後、連合軍の最高司令官総司令部には、日本語は漢字が多いため覚えるのが難しく識字率が上がりにくいため、民主化を遅らせている。結局は、漢字が難しいから皆さん識字率がなくて、ああいう体制になっても反対も言わずに民主化が遅れたんだという考え方があって、それを受けた日本の時の政府は、明治時代に定められていた常用漢字という漢字を、昭和21年11月16日に当用漢字表というもので1,850字に定めるということになりました。これは「当用」と書いてあるとおり、当面の間、用いていい漢字なんです。当面の間というのはどのぐらいかというと、その35年後までその後行くんですけども、この当用漢字にこの「碍」がなくなってしまったんですね。その当時から石へんの「碍」があった日本ガイシなんていう上場企業もあったわけですけども、どうしてもこの字が入らなかった。仕方なく、こちらの「害」の字を使っていった。そして35年たって、当面の間用いていた漢字を再び常に用いていい常用漢字に戻そうということで、昭和56年に常用漢字ができて1,945字となり、95文字漢字が増えたんですけども、石へんの「碍」はかなり要望あったんですけども採用されませんでした。

日本では1980年代にノーマライゼーションの考え方が入ってきて、害虫の「害」の字よくないよねということになって、一部のところが平仮名で障害の「害」を表記するようなものが少しずつ増えてきました。でも、NHKは今でも全ての障害の字は、こちらの「害」を使っています。また、法律文書も、全てこちらの文字を使っています。

私は自分で障害者の娘もいますし、そして障害者団体の代表もしております。そういった中で、表面の漢字を平仮名に直す、やわらかく見せるということが、ふさわしくないはずの当て字であるこの「害」を改定による影響を与えないと思えないんです。できればこの字は、私は使いたくないです。でも、こちらの「碍」を使いたいたいです。この「碍」の字が常用漢字に再度上げていただくか、もしくは上辺だけの本質的な「害」を平仮名にするということだけではなく、こういった歴史を分かった上で「障害」という言葉を皆さんにお伝えしてきて、全国でも講演してきたときもそういうことをやっていたので、「害」という字は、大変申し訳ないですけども、法律上の「害」という字を使わ

せていただいております。

その説明をさせていただいて長くなりましたけれども、すみません、大項目1、障害者の現状の質問のほうに入らせていただきます。パネル、一度まいります。

小項目①、お尋ねします。障害者とはどう言う人をさすか、お答えをお願いします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 4番鈴木議員の御質問にお答えいたします。

障害者の定義につきましては、障害者基本法において、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 障害者基本法についてやはり言及されるという形でありましたけれども、はっきり定義が難しいということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 法律の条文にはこのような書き方をしておりますが、この言葉の裏には様々な障害の状態がありますので、細かく国民の皆様に伝わるということは難しい状況があるというふうに認識しております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 分かりました。やはり、障害、その時々によって価値観も変わってきますし、今みたいに眼鏡があれば、ある程度の近視の人だったら、それは障害者と呼ばれない。でも、この眼鏡がない時代だったら障害者になっていただろうというふうに考えると、価値観その他にも随分変わってくるんだろうと思いつつながら、障害を持つ人というのはそういうふうな今、定義になっているということは理解しました。

少し深掘りさせていただきたいので、小項目②に移らせていただきます。障害にはどのような種類があると思いますか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 障害の種類につきましては、大きく分けまして、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害の三つに区分をされます。また、各種障害者の認定及び支援を目的に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類が定められておまして、医師の意見書等により取得ができるものとなっております。

なお、障害の部位や内容、程度等によりまして、身体障害者手帳については6区分、知的障害者の療育手帳については4区分、精神障害者保健福祉手帳については3区分の等級に分けられております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうすると、身体障害についてちょっとお聞きします。身体障害だと、やっぱり肢体不自由とか、視覚障害とか、聴覚障害というものがほとんどの方が想

像するところかなと思うんですけども、それ以外にも結構種類があると思うんですけども、もう少し深掘りして教えていただいてもよろしいですか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 例えば、視覚障害においては、全く見えない、いわゆる全盲と言われている方ですが、全く見えない方、それから眼鏡などで矯正しても視力が弱いなど視力に障害がある場合、それから見える範囲、視野が狭い視野狭窄など視野に障害がある場合などがあります。また、色の判別が難しいことや光をまぶしく感じたり、暗いところでは見えづらいなど、一口に視覚障害と言いましても様々でございます。

また、内部障害、例えば心臓機能の障害によりペースメーカーを埋め込んでいる場合や膀胱や直腸の障害により排尿や排便が難しく排せつ物をためる袋を装着している場合、また腎臓の機能の障害などにより定期的に人工透析が必要となる場合など、身体内部に障害があるもので外見上分かりにくいというような障害もございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。そうですね、視覚障害に関しては、やはり普通の方だと全盲だったり弱視だったりという方が多いと思うんですけども、色覚障害というものが結構バリアフリー化にとっては大事だなと思うので、その辺のところを後で聞きたいと思います。

あとは、聴覚障害については伝音障害、感音障害、そして複合というのがあると思うんですけども、精神障害についてはどのように。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 精神障害については、統合失調症であるとか、精神作用物質による中毒性の障害、依存症、そういった障害がございます。具体的に例を挙げますと、統合失調などでは、幻聴や妄想であるとかそういったことによって様々な生活のしづらさが障害としてあらわれるもの、それから最近増えている気分障害では、気分の波が主な症状としてあらわれ、うつ症状とそういう状態を繰り返すような障害、それから、てんかんなどでは、一時的に脳の一部が過剰に反応してけいれん発作などを伴うなど、やはり一口に精神障害といっても様々な状態像があるということでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） さらに、知的発達障害について、どのようなものがあるか教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 発達障害については、代表的なもので申し上げますと、対人関係が苦手であったり、物事に強いこだわりがあるといった特徴ですね。そういったものがある自閉症スペクトラムであるとか、全般的に知的な発達に遅れはないんですけども、聞いたり、話したり、読んだり、書いたり、そういった学習に必要な機能のうち、

一つないし複数の機能、これがなかなかうまく習得できなくて、いわゆる学習障害と呼ばれるようなものもございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。知的発達障害、私はスペシャルオリンピックスの活動もやっていて、知的障害、発達障害の人たちといつも活動しているわけですが、ディスレクシアとかいろいろな形の発達障害の方々います。そして、身体障害と知的障害の重複とか、そういった方たちもたくさんいて、一人一人が難しい障害を抱えているんだということを理解しているつもりでいます。

そんな中で、笠間市の中には、手帳ベースになると思うんですけども、障害者の数と近年の推移というのはどのようになっているか教えてください。③に入ります、すみません。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 本市の障害者数の5年間の推移について、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の年度末時点での保持者数を申し上げますと、令和元年度が3,895人、令和2年度を3,891人、令和3年度3,936人、令和4年度3,938人、令和5年度3,953人と、微増傾向で推移をしております。

また、令和5年度の割合を見ますと、身体障害者手帳が全体の60%以上を占めておりまして、続いて療育手帳が19.8%、精神障害者手帳が19.7%と続いております。さらに最近の傾向としましては、特に精神障害者手帳の取得が増加傾向となっております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 笠間市の人口、そして児童生徒の数は減少していておりますけれども、障害者の数は確実に少しずつ今増えているという状況が分かりました。ありがとうございます。

それでは、大項目2、障害関連法についてお伺いしていきたいと思っております。

小項目①、障害者基本法について、教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 障害者基本法は、障害者の自立、社会参加の支援等の施策を推進することを目的に、その基本原則を定め、主に国や地方公共団体の責務を明らかにした法律で、その前身である心身障害者対策基本法の改正に伴い、1993年に成立した法律でございます。文字どおり、我が国の障害者施策を推進する上で基本となる法律でありまして、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するとしております。

また、2011年の改正においては、発達障害が障害者基本法の対象になることが明文化されるとともに、地域共生社会の構築を目指すこととされました。障害は個人の心身機能が

原因ではなく、障害のない人を前提につくられた社会の仕組みが原因であって、それらを社会全体で解決していくべきであるという国際的な捉え方、これが反映された内容となっております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 定期的に見直しがされて、多分ICD-11やDSM-6という形の基準なんかを日本も取り入れて基本法に入れているんだらうなというふうに思うんですけども、基本法の中で、障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策というのも大きくうたわれていると思うんですけども、その辺に関してはどうでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） その基本的な施策について、やはり地方自治体等が責任を持って進めていくというような形で位置づけされているというふうに認識しております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 障害の原因となる傷病の予防という形ですから、精神もしくは知的という部分はそのなに関われない部分かもしれませんが、後天的な身体障害、その他に対して、しっかりとサポートとか施策を行っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは小項目①終わりますして、小項目②、障害者虐待防止法について、教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 障害者虐待防止法は、2012年に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の名称で施行されまして、障害者に対する虐待の禁止はもとより、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援及び障害者を養護する人に対して虐待防止の支援措置などを定めることによって、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としております。

また、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務が定められたことによりまして、障害者自身が被害を表現するのが難しい場合や、自己防衛の方法を知らないことなどに起因する虐待の早期対応につながるものと認識をしております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 障害者の虐待防止法ができたのは2012年、一番最初に虐待防止法ができたのは、2000年に児童虐待、そして遅れること6年で高齢者虐待防止法ができて、それからさらに6年遅れて障害者が後回しになってきたという現状があります。特に、知的障害の人たちとか言葉を持たない人、そういった人たちは自分たちでその表現をすることが難しいわけですから、そういった中ではやっぱりこういった法律でしっかりと義務化をして、通報義務化ということが起きることはいいことだと思うんですが、あつてはいけないことだと思うんですけども、この笠間市でこの虐待防止法に基づく通報件数という

のは近年ありましたでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 本市における虐待の発生状況、件数ということでございますが、令和3年度から令和5年度までの間で6件ございました。このうち、5件については入所施設や通所事業所における職員からの虐待でございまして、こういった場合は県とともに状況調査、それから再発防止の取組を求めるなどの対応をしてきております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） その対応についてですが、その6件のうち、5件が入所もしくは通所、しかも職員による虐待ということでありましたけれども、その後の対応というのはどのような形になって、現在は全部解決しているのでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 虐待の対応でございますが、市の対応といたしましては、県とともに当然指導に入りまして、そういった事象に至った原因、それからその虐待を行った職員に対して、これから事業所としてどういう指導をして、どういう処置をしていくかというような部分の確認であるとか、当然再発防止ということを求めています。

また、在宅においては、その虐待に至る要因、養護者が故意に行ったのか否か、そういった部分をよく聞き取りをしまして、そういった虐待に対する知識が不足していたようであれば、その辺を寄り添いながら話をしつつ、伴走型の支援で、その虐待を受けた障害者の方、それから世帯全体を見ていくというような形でフォローをしております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 今のお話を聞くと解決しているというふうに判断するわけですが、やはり先ほど申したとおり、知的障害の人だったり、精神の人でも場面緘黙があったり、そういった形で自分の思いを言語化したり表示することができないような人たちの心をおもんばかりながら、ぜひ虐待防止に努めていただきたいと思います。

それでは小項目②を終わりますして、小項目③、障害者差別解消法について、教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 障害者差別解消法は、2013年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律との名称で制定されまして、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的な人権が享有され、障害を理由とする差別を解消することで、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現していくというための法律でございます。

国や地方公共団体及び民間事業者は、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることを禁止するとともに、障害者から申出があった場合は、障害の特性に応じた施設整備、援助者の配置など合理的な配慮の提供が求められ、国民については差別解消の推進に寄与す

るよう努めなければならないとされております。

なお、2024年4月からは、それまでの合理的な配慮の提供が努力義務であった民間事業者についても、国や地方公共団体と同様に義務化されるなど、一部改正があったところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 障害者差別解消法、これは名称が途中で替わりました。最初は、障害者差別禁止法でしたよね。アメリカで1990年、アメリカンズ・ウィズ・ディザビリティーズ・アクト・オブ・1990（通称ADA）という形で障害者を差別することを禁止するんだということをアメリカが四つの柱で言ったのが始まりだったと思うんですけども、その中での柱は、雇用に関して、公共サービスに関して、公共施設での取扱い、電信電話という形で取扱いが変わってきたと思うんですが、日本では残念なことに、2006年に国連の障害者の権利条約を批准したにもかかわらず、2007年に署名して、やっと批准書を付託したのが2014年までかかってしまって、アメリカに遅れること24年という形にはなりましたが、民間事業者への障害者に対する合理的配慮がやっと今年4月1日から、先ほどお話があったとおり、努力義務から法的義務に変わったということで、今回この質問をさせていただきました。

多分、いろいろな会社で40人以上のところであれば障害者を雇用しているという状況の中で、どうしても差別というものと向き合っていかなければいけない。その中で、合理的配慮も同じような部分があると思うんですけども、事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴う対応として国から二つ文書が出ていまして、国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加。国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。2、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化。ア、基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加しなければならない。イ、国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。ウ、地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとするというふうに定められていると思うんですけども、笠間市としてはどのような対応をされていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 笠間市としても、まず相談支援体制というものを構築しておりまして、障害者の相談を専属できる基幹相談支援センターの設置であるとか、もちろん本庁の担当部署で相談等を受けているところでございます。これまで、6月1日時点での相談の件数状況はございませんでした。

また、私どもとしては広く、笠間のがんばる企業であるとか、そういった民間事業所へこのような形で制度が変わったということで、独自でパンフレットを作成しまして、お配りしたりというようなことで、事業所と行政一体となった取組を進めているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 障害者差別解消法に基づく相談が1件もなかったということは、とても喜ばしいことだと思います。これから先も、やはり障害を持つ人も持たない人も暮らしやすい、働きやすい、そういった環境づくりに寄与していただきたいと思います。

それでは小項目③を終わります。小項目④に移ります。障害者総合支援法について、教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 障害者総合支援法は、障害者が安心して地域社会で生活するために必要となる障害福祉サービスの充実など、障害者の日常生活、それから社会生活を総合的に支援するということを目的として、障害者自立支援法を改正する形で2013年に施行されました。この法律では、障害者が地域社会で自立した生活を送れるよう、個々の特性に応じた必要とする支援や合理的配慮の提供について基本理念としておりまして、障害者の地域生活を支援するための家事支援や身体介護、就労支援など、様々な障害福祉サービスの提供や継続的な精神通院にかかる自立支援医療費の助成、車椅子等の補装具助成などを通じて生活基盤の充実を図ることとされております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 障害者自立支援法が改正されたという話を聞きましたけれども、障害者自立支援法は廃案となっていますよね。実際には、憲法で保障する個人の尊厳や法の下での平等、生存権に反するとされ、収入に関係なく障害者自身に負担させるということを経緯があつた中で、早めに総合支援法になってよかったと思います。総合支援法に、取組の中で様々な定義がなされておりますけれども、包括的な文言ばかりなのでなかなか分かりづらい面はあるんですけれども、是非推進して行ってください。

④を終わります。小項目⑤に行きます。障害者雇用促進法について、教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 障害者雇用促進法は、1960年に障害者の雇用の促進等に関する法律との名称で制定されまして、障害者の雇用義務に基づく雇用の促進、障害者と障害者でない者との均等な機会や待遇の確保、またその障害者が有する能力を有効に発揮できるようにするための措置など、障害者の自立や職業の安定を図ることを目的とした法律でございます。

これにより全ての事業所は、障害者の雇用に関し、その有する能力に応じて適当な雇用

の場を提供するとともに、その雇用の安定に努めるということとされました。また、国及び地方公共団体は、自ら率先して障害者を雇用するとともに、障害者の雇用について事業主や国民に理解を高めるほか、事業主、障害者、その他関係者に対する援助の措置など、効果的に推進するよう努めなければならないとされております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 1960年につくられた雇用促進法は対象が何でしたか、教えてください。障害の対象。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 身体障害ですね、主に身体障害が対象となっております、その後の改正で全ての障害を対象とするようになりました。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） そうですね。1960年は、身体障害者雇用促進法でした。

1976年に初めて身体障害者の雇用が事業主の義務に変わり改正され、そしてやっと遅れること1997年、知的障害者も雇用促進法に入れられ、2006年、精神障害者も入れたんですが、法定雇用率の算定に入れたのはそのさらに12年後、2018年という形で、今成立してきているという形で考えておりますけれども、それで間違いないでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） そういった流れでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 少しずつ遅れながらではありますけれども、障害者の雇用というものに対して門戸が開かれ、一人一人の障害を持つ方も雇用されるという時代が来ているんだということをひしひしと感じます。ぜひ、雇用もこれから頑張って進めていっていただきたいと思います。

そうしますと、大項目2を終わりました、大項目3のほうに行きたいと思います。

大項目3、本市の障害者への取り組みについてお尋ねします。

小項目①、本市の障害者の雇用状況について教えてください。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 4番鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

本市の障害者の雇用状況についてでございますが、令和6年4月1日現在、笠間市役所では、正職員707名のうち10名、会計年度任用職員457名のうち8名、合計18名の障害者を雇用しております。

障害者雇用促進法における雇用の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者及び発達障害を含む精神障害者でございますが、本市ではこれに限定せずに雇用をしており、身体障害者が14名、知的障害者または精神障害者が4名となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 笠間市の障害者の雇用状況の年別な推移という形で、充足率、教えていただきたいと思います。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 法定雇用率に対して、本市の雇用率の推移についてお答えをいたしたいと思います。

令和元年度の法定雇用率は2.5%でしたが、本市の雇用率は2.7%でございました。令和2年度も法定雇用率は2.5%で、本市の雇用率は2.72%でございました。令和3年度は2.6%に引上げられ、本市の雇用率は2.6%でございました。令和4年度も法定雇用率は2.6%で、本市の雇用率は2.55%でございました。令和5年度も同様に法定雇用率は2.6%で、本市の雇用率は2.56%でございました。

なお、令和6年度の法定雇用率は2.8%に引上げられますが、本市の雇用率については現在算定中でございます。概算では、法定雇用率を上回る見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 経緯を聞きました。

令和3年度、令和4年度は法定雇用率を本市は充足できていなかったという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） はい。そのとおりです。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） なかなか障害者の雇用というのは難しいというのは分かっております。

そんな中で、雇用を対策として、障害を持つ方を雇用していくための対策は、笠間市、本市としてはどのようなことを考えていらっしゃいますか。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 市はやはり地方自治体として自ら率先して障害者を雇用する立場にありますので、今後も国の法改正等の動向を見極めながら、法定雇用率を達成できるよう障害者の雇用を計画的に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 今後、令和8年度には雇用率がまた上がる見込みになっておりますけれども、それに対しても充足できる予定でございますでしょうか。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 先ほど申し上げたとおり、やはり障害者の雇用を計画的に

方針を決めまして、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 国の積極的な雇用に関する指針があると思うんですけれども、笠間市は法定雇用率ぎりぎり達成するのではなく、1%でも2%でもぜひ達成して、さすが笠間市だと言ってもらえるように頑張っていたいただきたいと思いますので、この辺に関して、ぜひ積極的な雇用、お願いしたいと思います。

さらに先ほど出ました、身体障害者、知的障害者、そして精神障害者の障害者の割合で考えていきますと、どうしても先ほど言った、障害者雇用促進法が身体障害者から始まっているので、なかなか精神や知的の人たちの雇用というのが進んでいないというのが全国の地方公共団体、自治体での問題となっていると思うんですけれども、その部分をやはり顕著な形で知的障害者の人たちをチャレンジ雇用という形で雇用したりという形でやられていますので、本市もぜひ積極的雇用をしながら、障害がある人もない人も住みやすいまちづくりをしていっていただきたいなと要望します。

それでは小項目①を終わりにしまして、小項目②に行きたいと思います。本市の合理的配慮への取り組みについてお答えください。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） 合理的配慮についてでございますが、本市では平成28年3月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定し、障害者差別解消法に基づき、職員が適切に対応するための必要な事項を定めてございます。

この要領の中で、所属長の責務として、日常の執務を通じた指導を通して、合理的配慮に関する認識を職員に深めさせること。また、必要な研修及び啓発の実施についても定めております。これに基づき、新たに管理職になった者に対しては、研修の実施に合わせて担当課である社会福祉課の職員が講師となり講義を行い、啓発に努めてきたところでございます。また、昨年度は、会計年度任用職員も含む全職員を対象に、障害者への合理的配慮に関連する内容で、より多様な人材を受入れられる職場にするための動画研修を実施しました。今後も継続して必要な研修を行い、合理的配慮に対する職員の認識をさらに深めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 職員の方、職場の合理的配慮、当然笠間市の場合には18名の障害をお持ちの方がいるので、その合理的配慮もありますし、窓口に来られる市民の方、もしくは業者の方、そういった方々に対する合理的配慮ということもしっかり考えていただきたいというところあるんですけれども、やはり窓口業務に当たられる方々というのは、経験年数が浅い方とか、会計年度任用職員の方がやはり多いのかなというふうに思いますので、接遇研修、その他の中に、ぜひとも積極的に障害者の理解啓発という部分を入れて

いただきたいというふうに思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（大関久義君） 市長公室長堀江正勝君。

○市長公室長（堀江正勝君） やはり、鈴木議員おっしゃるように、会計年度任用職員が現在かなり増えているような状況でございます。やはり、日々の教育というか、窓口で合理的配慮に伴う対応を行った際は、その日のうちに職場内で対応の仕方を検証し合う場を設けるなど、各職員が配慮の方法について共通認識を持つよう努めているところでございますので、今後も継続して努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 初めて来られる障害の方はやはりなかなか大変だと思うんですけれども、何度かいらっしゃる方であれば、当然窓口の職員の方もその合理的配慮ということ十分に考えられると思いますので、それでもやっぱり初めてのときにはびっくりしたりすると思うので、職場の上長、その他サポートをしっかりとお願いしたいと思います。

次は、合理的配慮の中でも、学校のほうにちょっと聞きたいんですけれども。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えします。

学校についての合理的配慮ということなんですが、まず初めに、学校という場所は学習権と生活権を全ての子どもに与える場所ですので、障害の有無にかかわらず、学校では平等に子どもたちに扱っている状況があります。

中でも障害を持っていらっしゃる子どもについては、それぞれの個別の支援計画と指導計画を保護者と話し合っ作成して、保護者の理解のもとに指導を行っている状況でございます。また、特出すべきことは、車椅子で通う子どもたちのために、通常高学年は3階の教室を使うんですが、そのときだけ1階の教室で1年間過ごす、そういうふうな合理的配慮も行っています。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 学校という中だと職場内での合理的配慮、当然障害をお持ちの先生というのもしゃると思うので、そこに関してはどのような形の対応をされていますでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 職場についての合理的配慮なんですけれども、その都度、職員会議の中で共通理解を図る、それから先生方が相互扶助を行うと、そういう形で行っております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） さらに、学校の場合だと児童生徒の配慮以外に保護者への合理的配慮ということもまた関わってくると思いますので、その辺はどのように先生方対応され

ているんでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、障害を持ったお子さんを預かるときにはそれぞれの教育支援計画というのを立てるために保護者との面談というものを進めていきますので、その中で細かい部分の連絡であったりとか、調整であったりということは1年間を通じてやっていっております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） すみません、保護者への合理的配慮、保護者で障害のお持ちの方にとということです。お願いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 失礼しました。

保護者に対するということでお答えしますけれども、授業参観等、それから面談等で、例えば耳の聞こえが悪い方については家庭訪問等を行う、それから文書等で啓発をするとか、それから迎えるときに補助者をつけるとか、そういう形で行っております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 様々な対応をいただいているようなので少し安心しましたけれども、やはり障害をお持ちの方、当然学校だと場面緘黙のほう、先ほども出ましたけれども、親もそういう親もいると思いますので、ちょっとでも寄り添って、おもんばかって、そういう形で対応していただければ、笠間市に住んでよかったと思えるまちづくりに寄与できると思いますので、ぜひ推進していただきたいと思います。

それでは小項目②を終わりにしまして、小項目③、障害者のスポーツの取り組みについてお聞きしたいと思います。

まず、学校現場なんですけれども、障害者のスポーツの取組について教えてください。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 4番鈴木議員の質問にお答えいたします。

障害者のスポーツの取組についてでございますが、本市では令和5年3月に策定した第2次笠間市スポーツ推進計画に基づき、健常者と障害者の垣根を越えた障害者スポーツの啓発を推進しております。具体的には、リオパラリンピック車椅子ラグビーに出場した障害者メダリストによる講演会の開催や、スポーツイベントにおいては茨城アストロプラネッツ車椅子ソフトボールチームや障害者クライミングの世界大会優勝者の協力により、それぞれの競技の体験会やデモンストレーションなどを開催しております。また、車椅子ソフトボールでは北関東、東北、甲信越地区の、今年度は6チームによる第3回かさまロンカップ大会を開催するなど、障害者スポーツの普及啓発に取り組んでいるところです。

このほか、保健福祉部の所管ではございますが、障害者が大玉送りや球入れなどのレクリエーションを通して交流する機会とすることや、お互いの理解を深め合うことを目的と

した「ふれあいスポーツの集い」に取り組んでおります。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 様々なスポーツへの取組を今お話聞きましたけれども、やはりどうしてもほとんどが身体障害者向けの話にやっぱり聞こえるんですけども、知的発達障害もしくは精神障害の方々向けのスポーツの取組とかそういったものというのは、笠間市ではどのような形で関わっているか、もしくは関わっていたかというのがあれば教えてください。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） お答えします。

パラリンピックやスペシャルオリンピックス、デフリンピックなどにつきましては具体的な取組は行っておりませんが、スペシャルオリンピックスは、特にデフリンピックとともに、パラリンピックと比べると認知度が低いと考えております。市としましては、特にスペシャルオリンピックスが知的障害のある方々の成長と社会参加を目指す重要な活動であることを、情報発信などを通じて広く市民の皆様にご存知いただくことから始めたいと考えております。また、今後、障害の区別なく障害者がスポーツに触れるきっかけとなる機会を保健福祉部などと連携を図り、提供してまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。スペシャルオリンピックスの活動自体を茨城県で19年前から始めたのは実は私でして、今、県の会長もやらせていただいておりますけれども、友部町最後の前の年だったと思うんですが、友部町の友部特別支援学校から、こっちの役場から特別支援学校まで世界大会の聖火リレーなんていうことをこの町でやらせていただいたということをおぼろげに思い出します。ぜひ、スペシャルオリンピックスやデフリンピック、これはスポーツ庁のほうでも担当がオリ・パラ・スペ・デフという形をつくぐらい、世界的な大会まで全部やっているという形になっておりますので、私も微力ながら、少しでも知的発達障害を持たれる方が地域で活動できる、参加できるような形にやっていきたいと思っておりますので、それに関しても御協力をぜひお願いしたいと思います。

そして、その中で、障害をお持ちの児童生徒なんか部活や学校生活の中で関わっているというのは、どのような形で関わっているかというのは、お聞きしてよろしいですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 部活での関わりについて、私のほうから答弁させていただきます。

特別支援学級に通っている生徒の中で、部活動に加入しているのは84%いらっしゃいます。特に、運動部については72%、文化部については28%と現状になっております。運動部の直属に関しては、野球、サッカーの集団的なスポーツ、そして個人スポーツの卓球、テニスなどと多岐にわたっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 84%の、手帳は発行されていない人も多いと思うんですけども、その人たちが普通に部活に参加できているということで安心しました。

ところが、これから先、部活動の地域移行の問題が出てきており、全国でやはり障害を持っている人の部活の地域移行で戸惑っているという声も聞きますので、その辺のところをしっかりと手当てしていただきながら推進して行っていただきたいと思います。ぜひ、その辺をお願いしたいと思います。そして、障害者のスポーツ、今、児童生徒、そういうことありましたけれども、障害者の生涯スポーツということもぜひこれから先念頭に入れて行っていただきたいなとお願いをして、小項目③を終わりにしたいと思います。

小項目④、入札等における障害者雇用達成率等の評価について、どのようになっているのか教えてください。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 4番鈴木議員の御質問にお答えいたします。

入札参加資格申請におけます障害者雇用の評価点についてでございますが、建設工事入札参加資格申請の共同受け付けを茨城県及び県内32市町村において実施いたしまして、笠間市建設工事等入札参加資格審査基準要綱に基づき、等級格付でAからDランクの審査を行っております。

等級格付制度は、ランクにより建設業者の事業の規模、能力に応じた工事を受注させる制度でございます。等級格付につきまして、総合数値を基準にランクを定め、総合数値を算出するために、経営事項審査評価点数と技術等評価点数を合計した点数となります。その技術等評価点数の項目に工事成績優良企業などの8項目がございます。その中の一つにダイバーシティーの項目がございます。この項目の中に、障害者の雇用人数に対し加点を設けており、企業の社会貢献活動に対しまして評価し、障害者の雇用促進を図ることを目的としております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 笠間市、本市がしっかりやっているとということで安心しました。

それでは④を終わりました、小項目⑤に移りたいと思います。なかなか聞きなれない法律なんですけれども、優先調達法について、教えてください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 障害者優先調達推進法は、国や地方公共団体において、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進や、障害者就労施設等の受注の機会の確保を通じて、そこで就労する障害者や在宅就労障害者などの自立の促進に資することを目的として平成25年に施行されたものでございます。

本市でも例年、新年度の予算編成作業開始時において優先調達方針を定め、全庁的に共有を図っております。この取組による実績でございますが、直近の5年間の金額を申し上げますと、平成30年度は1,100万703円、令和元年度は1,069万2,840円、令和2年度は738万7,400円、令和3年度は872万2,040円、令和4年度は916万7,088円となっております、令和4年度の実績では県内で2番目に多い金額となっております。

なお、市の方針に基づき調達した物品及び役務の提供の主なものは、イベント参加者記念品の作成や事業所がつくっておりますお弁当の購入、展示用封筒の製作、公用車の洗車作業、情報処理に関する業務委託などで、調達先は就労継続支援A型事業所、それからB型事業所、生活介護の事業所となっております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 本市が茨城県で2位の契約金額というのでありがたいなと思いますけれども、かなりの物品の品目もしっかりやられているという形で感じます。優先調達法を知らないやっぱり職員の方や知らない一般市民の方も多いと思いますので、ぜひこの機会にと思って質問させていただきました。

それでは小項目⑤終わりますして、小項目⑥、災害時の福祉避難所について、お尋ねします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 災害時の福祉避難所についてでございますが、現在、福祉避難所としております公共施設は、かさまこども園、いなだこども園、笠間中学校武道場、地域交流センター「T o m o a」、「あたご」の5か所でございます。また、災害時に要配慮者などを受入れていただける社会福祉施設が、特別支援学校2校、老人福祉施設22か所、障害者福祉施設3か所、27施設と協定を締結しております。

大地震や風水害などにより居宅を失った方、被害の恐れがある方など安全を確保する必要がある場合、自らの判断により避難することとなりますが、国においては安全な親戚や知人宅に避難することも推進しており、市においてもこちらをホームページにより周知をしているところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） この友部地区ですが、特別支援学校が2校あって、県立病院が二つあって、茨城福祉工場とかがあってという形で、中間人口ではかなりの障害者の数というような比率がこの地区は高いのかなというふうに思った中で、調べたら福祉避難所として特別支援学校2校、そしてT o m o aというのが配置されているということですので安心したんですけども、福祉避難所がそれで足りるのかという問題もちょっと考えたりしました。

そんな中で、災害対策基本法で、今までは拠点避難所というか、指定一般避難所に障害者も行かなければいけないと法的に決められたと思うんですけども、それが令和3年で

したかね、5月20日に施行された災害対策基本法の一部を改正する法律により、福祉避難所と指定されている場所に要配慮者が直接行くことができるようになったという法律があると思うんですけども、これに関してはそのとおりでよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 鈴木議員のおっしゃるとおり、これまで福祉避難所の避難につきましては必要に応じて開設するとしておりまして、拠点避難所に避難をしてから、本人の心身の状況や生活実態、それぞれの状況に応じて対応し、拠点避難所での生活が困難な場合、福祉避難所への避難としておりましたが、内閣府の運営ガイドラインの改定に伴いまして、個別避難計画をつくる段階で、あらかじめ想定される避難先を明示するように示されたところでございます。

今後につきましては、福祉避難所の開設状況でありますとか、介護度や障害の程度に応じまして福祉避難所の明示をしていけるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者などの要配慮者は、それぞれ専門的なサポートがやっぱり必要になると思いますので、平時のうちに、当然、電気やいろいろな機器が必要な人はどここの福祉避難所を優先的にとか、ある程度決めておくということ、めどとしてですけれども、はっきり決めておくということが、その大災害時に実施できるとは思わないんですけれども、平時からそういうことをしておけば、働きに行ったとか家族がいなくなっても、その避難所かもしくは拠点避難所に行けば会えるかなんていうこともできると思いますので、これから先この計画づくり大変だと思うんですけれども、平時のうちに円滑に要援護者の人たちが避難できるような計画づくりをぜひ推進していただきたいと思います。

それでは最後、小項目⑦に行きたいと思います。誰もが暮らしやすいまちづくりについてという形でぼうっとしたテーマになっていますけれども、パネルの掲示をすみません。

部長、パネルを見ていただいて、これは問題があるかなということ、実は事前にはお見せしていましたが、いろいろな職員の方やいろいろな市民の方にも見ていただきましたが、あるイベント会場の入り口で、18歳以下高校生まで身体障害者付添い1名まで上記の方の入場料は無料ですと書かれていて、これはちょっと問題があるんじゃないですかと言ったときに、気がつける人は1割もいませんでした。これ、何が問題ですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 「身体障害者」というような記載のところでございます。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） これだと、精神保健福祉手帳や療育手帳をお持ちの、障害をお持ちの方は、自分から障害者なんだと言いつらいですよ。こういうことに気がついて、一

人一人が一つ一つこういった、つまらないように見えるようなことでも変えていくことによって、障害がある人でもない人でも暮らしやすいまちづくりにつながっていくんじゃないかと私は思っているんですが、そのために大事なことはどんなことだと思われますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 誰もが暮らしやすいまちづくりについてという御質問の中でございますが、国籍や人種、年齢、障害の有無など多様な背景を持った人々、それぞれの価値観を包含し受容する社会、いわゆるダイバーシティ&インクルージョンの考えのもと、誰もが最初から利用しやすいものや仕組みを提供するための考え方であるユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進し、多くの方が生活、利用しやすいまちづくりを目指していくのが大切なことだと考えております。これらを推進していくために、ユニバーサルデザインの考え方を多くの人に知ってもらい、広めることが大切であることから、市民や事業者、市職員を対象に研修を実施いたしまして、様々な立場の人の理解促進を図り、協力しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） 一朝一夕ではなかなかできない、一番はやっぱり意識のバリアというものをどのように取り除いていくかということが大切なんだろうというふうに思います。

私も今回、議員にさせていただいて、広報委員会に入らせていただいたときに、議会だよりの文字が明朝体の文字とかを使われていた、これはやっぱり優しいユニバーサルデザインにはなっていないということで、誰にもというか、表には言っていませんけれども、ユニバーサルデザイン、本当にさりげなく去年3月からは変わっているはずなんです。今回の先ほどのパネルなんかもそうですけれども、そういったものを一人一人の市民や職員や議員が気づいて、ちょっとずつ直していくだけで、一番住みやすいまちができるんじゃないかなと思います。

市長、最後に、誰もが暮らしやすいまちづくりに一番大切なこと、市長の思いを教えてくださいたいと思います。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） その前に、先ほどのパネルは、たしか陶炎祭じゃなくて。

○4番（鈴木宏治君） 民間のイベントでした。

○市長（山口伸樹君） 民間のイベントですか。

誰もが暮らしやすいまちづくりというのは、いわゆる先ほど総務部長から答弁がありましたが、ダイバーシティの発想だと思います。多様性を受け入れる、そういう考え方のもと、まちづくりをしっかりと努めていきたいと思います。

○議長（大関久義君） 鈴木宏治君。

○4番（鈴木宏治君） ありがとうございます。私も一市民、一議員として、これから

もこの笠間市が住みやすくなるようにしっかり頑張っていきたいと思います。いろいろな幅広い分野の人たちに今回質問しましたけれども、御協力いただきまして、本当にありがとうございます。

これで私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（大関久義君） 4番鈴木宏治君の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時10分再開

○議長（大関久義君） 休憩に引き続き会議を再開いたします。

暑い方は上着を脱いで結構です。

18番石松俊雄君の発言を許可いたします。

石松俊雄君。

〔18番 石松俊雄君登壇〕

○18番（石松俊雄君） 18番市政会の石松です。さきの通告に従いまして、一問一答方式で質問をいたします。

大項目1の第9期介護保険事業計画につきましては、3月の定例会でも質問をさせていただきました。その際に、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金について取り上げました。質問終了後、早速、市の公式サイトに交付金の内容と用途について公開をさせていただいております。迅速な対応をしていただきました執行部の真摯な態度、姿勢に、まず敬意と感謝を申し上げる次第です。

さて、前回は介護予防事業を中心に質問をさせていただきましたが、今回はもう一つの課題であります、介護人材の確保に関することについてお伺いをいたします。介護人材確保対策として言われているのは介護職員の処遇改善と介護職、いわゆる介護の仕事の生産性向上であります。

まず、介護職員の処遇改善に関して、小項目①、訪問介護基本報酬引き下げの影響について質問をいたします。今般の介護保険の制度改正により、訪問介護だけが報酬単価が引下げられることになったことは、御承知のとおりであります。このことにつきましては、同じく3月の定例会で石井議員が一般質問に取り上げられております。その際に、堀内部長は、この報酬改定の影響は4月以降の適用となること、そして事業所の規模や運営形態などによって違いがあるので、今後の訪問介護事業者の動向を注視していきたいと答弁をされております。東京商工リサーチによりますと、1月から4月の介護事業者の倒産件数が、前年同月比45.7%増で、過去最多となったと発表しています。その内訳を見ますと、倒産51件のうち、22件がホームヘルパーが高齢者宅を訪れる訪問介護でありました。その訪問介護の報酬が引下げられたわけですから、影響がないわけがありません。ここは、私も石

井議員と同じ意見であります。

また、処遇改善加算によって報酬引下げが緩和されるというようなニュアンスも、部長の答弁の中には含まれておりました。そもそも、笠間市内の介護事業者の経営状態や処遇改善加算が介護従事者の賃金にちゃんと反映されているのかどうかなど、定期的に笠間市としては把握をされているのかどうか、まず最初にお尋ねをいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 18番石松議員の御質問にお答えをいたします。

介護保険の基本報酬につきましては、令和6年4月の介護報酬改定により、4月サービス提供分から介護保険の訪問介護の基本報酬が約2%引下げられたところでございます。その影響を確認するため、事業所に対し継続的な状況確認をしていくこととしておりました。先般、市内の訪問介護事業所15か所に対しまして、3月サービス提供分と4月サービス提供分の報酬額を比較する調査を行ったところでございます。その結果、8事業所から回答がございまして、3月サービス提供分より減少した事業所が4事業所、増加した事業所が4事業所でございます。また、減額の要因について聞き取りをいたしましたところ、利用時間の減少や介護度の改善によりサービス利用が減ったこと、利用者の入れ替わりなど報酬改定以外の要因もあるとのことで、事業所の収入は利用者ごとに必要なサービスの内容や利用時間数の変化によって増減するため、一月分の実績による比較では影響を判断することが難しい状況でございました。

しかしながら、石松議員おっしゃったとおり、介護報酬の改定は事業所の運営に大きく関わることや、事業所の規模や運営形態などによっても違いがあるものと認識をしておりますので、今後も動向を引き続き注視をしてみたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 国の訪問介護報酬の引下げた理由は、介護事業の経営事業実態調査で、訪問介護の利益率が介護サービス全体の平均を上回ったと、そういうことが国の言い分なんですけれども、しかし実際は訪問介護回数が月2,000回以上の大手が利益率を上げているだけであって、全体的な訪問介護事業所の利益率は平均7.8%、中央値は4.2%というふうに言われていますから、これは衆議院の予算委員会で指摘をされていることなんですけれども、市内の小規模事業者については継続して調査をされるということなんです。大変答弁で気になりますのは15事業所に対して8事業所しか回答なかったということなので、残りの7事業所についても、ぜひとも倒産したり事業がなくなったりすることがないように市として継続的に注視をしていただくことをお願いしたいと思います。

次の小項目②に移ります。介護職員の人材確保には、今ほど質問しました処遇改善のほかに、外国人材の受入れ環境整備というのがあります。このことは今回については触れませんが、もう一つ、介護現場における生産性向上について質問をさせていただきます。

5年前の令和元年に、厚労省は医療・福祉サービス改革プランという医療・福祉サービスの生産性向上を図る計画をつくっております。それによりますと、2040年、いわゆる団塊ジュニアが高齢者になるその年までに、医療・福祉分野の単位時間サービス提供料5%以上改善をするという、そういうプランであります。それに基づいて、今般の介護報酬改定でも、生産性向上推進体制加算が新設をされております。

茨城県でも国の動向によってはやらないかもしれないという条件付ではありますが、ロボット介護機器とICT機器の導入支援事業というのが用意をされております、もう申込みが始まったと聞いていますけれども。そこでお伺いをしたいのは、笠間市の第9期介護保険事業計画には、生産性向上の支援に関して具体的な記述はありませんでした。市内の介護事業者が取り組む生産性向上に対して、市として何か支援する計画や事業というのはあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 介護現場における生産性向上への支援につきましては、市では、介護事業所が介護従事者の身体的な軽減負担を図る機器や利用者を見守るセンサーなど、いわゆる介護ロボットのほか、記録業務や情報共有のための介護ソフトや情報機器の導入に積極的に取り組めるよう、国や県の補助事業について周知を強化しております。また、国が共通システムとして事業所に提供しております、電子申請届出システムやケアプランデータ連携システムの活用により、介護事業所における事務負担の軽減と効率化を図るため、事業所に対する制度周知や集団指導による研修などを通じまして、事業者の積極的なシステム導入に向け、支援をしております。

そのほか、市の独自の支援の仕組みといたしまして、平成26年から介護健診ネットワークシステムを導入し運用しており、市が保有する情報を関係者間で共有し、介護事業者や関係者の事務負担軽減を図ることで、ケアマネジャーなどが相談業務など、本来必要な業務に充てる時間の確保につながっているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 集団支援含めて指導をやっていただいているということで、それで結構なんですけれども、ただ御存じのことだと思いますが、厚労省の老健局から「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン 介護の価値向上につながる職場の作り方」というのが出ているんですね。ぜひ、これを笠間市内の介護事業所の方に、きちんとやっぱりやっていただきたいなというふうに思います。

それは、今ほど部長の答弁の中にもありましたけれども、見守り機器だとか介護記録ソフトだとか、そういうものに対する加算制度があったりとか、そういうこともありますし、それから介護助手の活用の問題とか、それから委員会をちゃんと設置をして、3か月に1回でしたっけ、1回以上やりなさいというようなことも書かれているんですけれども、そういう生産性向上をちゃんとやりなさいという指導をぜひ事業所に対してやっていただき

たいと思う。そのためには、きちんと担当を決める、もしくは生産性向上の窓口をきちんと設置をしていただきたいんですけれども、そういうことはやっていたらいいのか、やってくれることは可能なんですか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 現在、その介護事業所との接点がある部署としては、高齢福祉課の介護グループが中心になって対応をしております。当然、国のほうでそういった指針が示されている中で、高齢福祉課のほうで、そういった相談対応、それから支援、今のやはり規模の小さい事業者、この方たちに特にDXの推進、それからケアプランデータ連携システムの活用、こういったものもぜひ積極的に使っていただくような意識改革、これも必要ではないかと考えておまして、このため市ではこの課題の解決のため、制度の周知ということだけではなくて、導入の動機づけ、苦手意識の克服、それから市の職員が出向いていったのシステム運用支援など、そういったことも力を入れてやっていきたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） しっかりやっていただくということでもいいんですけれども、支援とか周知だけじゃなくて、市としての独自支援事業、いわゆる国や県の支援事業に対する上乘せとか、そういうことは考えていただくことはできないんでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 現在のところ、そういった国、県の補助事業の有効活用というような視点で、あとは市のほうの人的支援というようなことで対応してまいりたいと考えております。

社会制度の変化等によりこれまで行ってきた、例えば燃料代高騰の対応であるとか、そういった部分については、財政の財源の確保も含めて対応はしてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） これ以上は言いませんけれども、そういう燃料高騰とか物価だけじゃなくて、生産性向上、小規模事業者が取り組むときの何らかの財政的な支援、物的支援をぜひ考えていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。

次の大項目2、在宅医療介護連携事業の質問に移らせていただきます。

笠間市の令和4年度の介護保険給付の中で、施設サービス受給の方が1万797人、それに対して在宅サービス受給の方が2万4,135人となっております。また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査というんでしょうか、第9期介護保険事業計画に載っておりますけれども、介護が必要になった場合、どういう形で介護を受けたいですかという、そういう質問に対して、自宅の介護と外部の介護サービスを組合せて介護を受けたいというお答えになった方が26.5%で最も多い。その次に多いのが、家族に依存せずに生活できるような介

護サービスがあれば自宅で介護を受けたい25.2%という、そういう結果が出ています。6割の方が自宅での生活を希望しているということでもあります。そうした希望をかなえるためには家族の介護だけではなくて、介護保険の在宅サービス等々を利用しなければならないわけですが、それが在宅医療介護連携事業であろうかと思えます。

まず、在宅要介護認定者が利用しているサービスの内容についてお聞きをいたします。それぞれケアプランに基づいて行われていると思うんですけれども、それを全部説明していただきますと時間が足りませんので、在宅介護認定者が医療介護サービスを受ける際の簡単な手順と利用できるサービスについて、簡潔に御答弁ください。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 在宅要介護者が利用しているサービスにつきましては大きく三つございます。訪問系、通所系、入所系のサービスでございます。

専門職が自宅を訪れ提供する訪問系サービス、ヘルパー、身体介護、生活援助を行う訪問介護、専用の浴槽での入浴介助、看護師が医療的ケアを行う訪問介護、リハビリ専門職による機能訓練、訪問リハビリテーションなどがございます。あわせて、医師や歯科医師などの継続的な状態管理を行う居宅療養管理指導などがございます。

通所系では、各事業所における食事、入浴の介助などを行う通所介護、専門職による機能訓練を行う通所リハビリテーションなどがございます。

それから、短期入所、これは御本人の状態、それから家族の介護負担軽減のために短い期間、施設に宿泊するサービスでございます。

これらのサービスを、家庭の状況に応じてケアマネジャー等が判断をしまして、適時必要なサービスを提供していくというような流れでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ありがとうございます。

今の御説明聞いて、事業計画の中で気になることが1点あります。それは何かと言いますと、訪問、通い、泊まりを一体的に提供するのが小規模多機能型居宅介護及びもう一つが看護小規模多機能型居宅介護事業所だと思うんですけれども、この事業所は自宅で継続してサポートを受けた場合、みとりまで含めて支えていただける、そういう事業所だというふうに伺っております。

そういう意味で言いますと、自宅で介護を受けたいという望みをかなえられる、そういうサービスを提供しているところだと思うんですが、この小規模多機能型居宅介護が笠間に1施設、友部地区に1施設、2施設ですか、それから看護小規模多機能型居宅介護施設は友部に二つあるだけなんですね。9期事業計画見ますと増設の目標はゼロというふうになっているんですが、私は在宅で介護を受けて、最期みとりまでというふう考えたときに、こういう施設というのはちゃんと生活圈ごと、友部、岩間、笠間にあるというのが理想だと思うんですが、これが事業計画では増設ゼロという目標になっているんですけれど

も、この辺の状態と、これなぜ増設をする計画にならないのか、御説明いただけますか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 笠間市で在宅サービスに位置づけられている事業の中で、今おっしゃられたようなサービスが、提供が薄いというようなことかと存じます。

この辺のサービスについては、隣接の水戸市などでも事業所が廃止になっているというような動きもございまして、なかなか参入が難しいというような流れがございまして。

ただ、今回、笠間市で在宅福祉の連携、介護の連携をやっていく中で、やはり今後そういった事業者との情報交換というのを密にしまして検討してまいりたいと思いますが、今回の計画の策定の中では、利用者の状況も含めまして、位置づけはしなかったというところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 水戸市の事業者が廃止になっているという、その原因があるとは思いますが、ただ在宅で介護を受けるということを考えたときに、この事業所はやっぱり自分の近くに、水戸市ではなくて、近くにあったほうがやっぱりいいと思うんですね。そういう意味では事業者の参入の問題もありますから、市だけで決められることではないと思うんですが、先ほど部長の答弁、これからも検討の可能性もあるということなので、ぜひともそういう環境が整うように考えていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

次の質問に移ります。次の他職種間の連携につきましては、第9期介護保険事業計画にも在宅医療介護連携に関する研修会等の開催、さらには冊子とホームページによる地域の医療介護の資源の把握と情報提供などが書かれております。とりわけ、包括支援センターで取り組まれております包括ケア会議、5月の会議では、通所介護や福祉用具の支払いがなかなかできないで、そういう方々が今後どうサービスを継続していったらいいのかという事例について、介護支援専門員や、それから通所介護事業所の方々により事例検討が行われております。事例によっては、訪問看護師や病院の関係者も参加をされていることも存じ上げております。私もこの包括ケア会議だよりを時々読ませていただいておりますが、具体的な事例検討を通じた他職種間の連携が実践されていること、ただでさえ大変忙しい職種の皆さんが時間をわざわざ割いてこのような会議を持たれていることには、大変頭が下がる思いでございます。

その上で、2点について伺いをいたします。

まず、第9期事業計画に書かれております新しい冊子とはどのような内容で、いつ頃できて、どのように配布されるのか、まずそれについてだけ教えていただけますか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 新しい冊子とは、包括支援センター等で事例をまとめたもの、それから皆さんから寄せていただいた事例等をまとめまして、今後、今まとめてい

るところでございますが、ケア会議の中で参加していただいている専門職含め、市民の皆様に配布をしていきたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） これは定期的にかかっている、定期的といっても毎月ではないですけども、包括ケア会議の中で議論されていることが活かされているということですから大変いいことだと思うんですが、ただ普通の方にも分かるように、ぜひそういう分かりやすい冊子に編集をしていただくということをお願いしておきたいと思います。

2点目は、5年くらい前ですかね、地域クラウドモデル事業ということでやっていたことがあります。私も一般質問の中で何度も取り上げさせていただいているんですけども、それが地域包括ケア支援クラウドシステム、これが今、介護健診ネットワークの中心になっているかと思えます。在宅医療と介護の連携に大きな役割を果たしていると思うんですが、この現状について簡単に御説明いただけますか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 笠間市で取り組んでいる地域クラウドでございますが、令和4年度に、それまでの笠間市独自のシステムからパッケージのソフトウェアに替わりまして、笠間市ほか九州の福岡市、それから別府市、こちらのほうで運用をしております。このパッケージ化に際して、それまでは事業所の据置きのパソコンでしかアクセスできなかったんですけども、ウェブブラウザを活用して、専門職が出先からタブレットや携帯端末、こういったもので情報にアクセスできるような形になって、機動性が上がっております。

これらを今後の介護連携に使っていくということでございますが、現在、議員も御承知かと思えますが、介護保険のシステム、これを始めとした自治体情報の標準化、共有化が全国的に進められておりまして、これまで市の介護健診ネットワークシステムで持っていた機能、これがこちらのほうに移行されていくんだらうというふうに認識をしております。その移行された分は、もちろん国の連携を使っていきますが、移行されない独居高齢者の情報であるとか、あるいは今回の御質問いただいている保険、医療の連携、こういったものの中で、専門職が情報伝達の間として使えるような機能、これはしっかり残していくというような形で現在考えております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 現状については分かりましたけれども、5年、6年前か分からないんですが、当時、汎用性を上げていく、いわゆるアプリの開発みたいなことを質問したんですけども、当時はもう笠間のものではなかったという、国の委託事業であったということもあって、なかなかアプリの開発ということまではいかなかったと思うんですけども、全国見てみますと、SNSのチャットみたいな感じで即座に情報交換ができるようなアプリ、あるいはAIの問診システムを組み込んだアプリというのがもう開発をさ

れて、酒田市の日本海総合病院とか、あそこはネットワークの進んでいるところなんですけれども、そういうところで利用が始まっているんですが、そういうもう既に出来上がったアプリでも結構ですし、それから笠間市で独自に開発する、開発するということがお金がかかるということだと思んですが、どちらでも結構なんですけれども、そういうアプリを導入したりとか、このネットワークシステムをもっとグレードアップしていくような、そういうことというのは考えないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 私どもが今、今後の連携の手段として考えているもの、これにオンライン面談の機能がございます。これは介護検診ネットワークシステムの機能ではないんですけれども、現在、地域包括支援センターで、スマートフォンを活用して、アプリを使って簡単な操作を行うことでモニタリングができる高齢者のオンラインモニタリングの実施、これに取り組んでおりまして、6月から試験的に実施するため、今、対象者の抽出などを行っているところでございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 今やっただいていることはそれを進めていただきたいんですけれども、次の病院の質問とも関連してきますけれども、医療DXの中で、先ほど申し上げた医療、介護の方々がすぐスマホのアプリで連携できたりとか、もう一つはAIですね、AIを活用しているというアプリが出ているので、ぜひともそちらのほうも今やっただい事業の中に組み込めるのであれば組み込んでいただいて、AIの活用ということもぜひ考えていただきたいなということを申し上げておきたいと思ひます。

次の項目に移らせていただきます。在宅医療介護の行き着く先は、やはり人生の最期をどこで迎えるか、どこで死ぬかということだと思ひます。ですから、在宅みとりの環境整備も在宅医療介護連携事業の一つの課題ではないかと考えるわけです。

次の質問は、その在宅みとりの現状と課題についてお伺いをします。まず、在宅みとりまでやっただけの施設は、笠間市内にどれぐらいあるのか。あわせて、在宅みとりで亡くなられた方の昨年度の人数が分かれば、それも教えていただけないでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 在宅医療介護から在宅みとりの現状と課題についてお答えをいたします。

在宅で療養されている方は、医療と介護がともに提供される生活の場で、日常療養支援、入退院の支援、急変時の対応、このライフサイクルが繰り返されて、最期にみとりという最終場面を迎えます。特に、在宅みとりは、自宅で最期を迎えたいという終末期の療養者本人、それから家族の意向を確認しまして、その思いをかなえるためには、本人の状態について医療と介護の専門職が迅速に情報を共有する、それから在宅みとりに向けて専門性を発揮して、チームとして連携すること、こういったところに取り組んでおります。

医療分野では、医師による訪問診療、看護師による定期的な状態観察や症状緩和、療養者本人及び家族に助言、相談を行う訪問看護などが主なサービスとなっておりまして、家族への状態説明や不安への対応など、必要不可欠な役割を担っていただいております。本市では、笠間市立病院が在宅医療における積極的役割を担う在宅医療支援病院として、24時間対応体制の在宅医療を提供しておりまして、訪問診療のほか、訪問看護、訪問リハビリなど一体的な医療介護サービス体制を整えております。

介護分野では、介護支援専門員が家族に介護負担が生じないように、ベッド等の福祉用具等のサービスを導入して、療養環境の整備、訪問介護や訪問入浴など、他のサービスの利用を調整しております。

また、在宅で最期をみとる場合は、相当強い意思が本人や御家族に求められますので、在宅みとりを希望しても、老老介護による家族の介護力の問題や本人の急激な状態での変化、苦痛の強さ、こういったところから御家族が不安になったり見ていられないなどの理由で、最期は病院みとりに変更されるといったケースも現状の中では少なくありません。安心して在宅で闘病生活を送っていただけるために、本人や家族が在宅では無理だと思えば、いつでも入院できる医療機関を確保することも重要な課題であると考えております。

それから、御質問のみとりの状況でございますが、私どもで把握しております、訪問看護ステーション、笠間市立病院での訪看の数字を申し上げますと、訪問看護ステーションかさま全体のみとりの件数が36件、そのうち、在宅みとりが23件、入院みとりが18件というような状況になっております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 在宅みとりが23件ですかね。市立病院以外に、先ほどの質問の中にも出したんですけれども、小規模多機能型居宅介護事業所等々を含めて、在宅のみとりまで対応していただける施設というのは、市立病院以外にもあるんでしょうか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 市内の市立病院以外にもあります訪問介護の事業所、こちらでは全て、みとりの支援というのを行っております。それから、いわゆる自宅ということではございませんが、入所施設などでも医師との連携により、みとりを行っているというような状況もございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 在宅みとりをする場合、在宅に限ることではないんですけれども、死ということを経験する家族や本人がどう受け止めていくのかということが問われてくるわけですね。死は遠ざけるものじゃなくて、死を受け入れるという、そういう文化をどう構築していくのがこの在宅医療介護の問題にも関わっているんじゃないかということも言われております。先ほども部長のほうから、強い家族の意思が必要だということだとか、あるいは途中で不安になって、結局は病院に行ってしまうというようなことも言われたんで

すけれども、その意味でアドバンス・ケア・プランニング、日本語では人生会議というふうに言うようなんですけれども、アドバンス・ケア・プランニングそのものについては、昨年6月の議会だったでしょうか、坂本議員のほうから質問されていますので、そのこと自体についてはお聞きいたしません。

第9期事業計画の中にも書かれているんですけれども、その普及と啓発ですね、今の市民にどれぐらい浸透しているのかという現状について、教えていただけますか。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） ACPの市民への浸透というのは、まだまだ進める余地があるというふうに認識しております。本市の在宅医療介護連携、これはさらにみとりの体制、市立病院に様々な機能が集約されており、民間の介護事業所などとの連携、様々な専門職の方々の御協力によって一定のニーズは対応できているとは考えておりますが、まだまだ取り組む余地は多く残されているという認識でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ぜひとも普及啓発を進めていただきたいということをお願いしたいと思いますことと、あともう一つは、自分のことを申し上げて大変恐縮なんですけれども、私の母も、笠間市ではありませんでしたけれども、兄弟が遠方に住んでおりますから、本人は自宅で最期を迎えたいという希望を持っていたんですけれども、家族の状態によって在宅でのみとりというのはできなかつたんですね。でも、本人は在宅で最期迎えたかったという思いを残して亡くなっていったんですけれども、そういう方が出ないように、そういう方が笠間市の中では出ないようにするような、そういう環境整備をぜひしていただくということを最後をお願いいたしまして、市立病院のほうの質問に移らせていただきます。

昨年6月に厚生労働省から医療DXの推進に関する工程表が出されています。そこには、令和6年度内に全国医療情報プラットフォームを構築して、令和7年度に運用開始、令和8年度に本格実施と示されております。さらに、今年の診療報酬改定に当たっては、医療DXの推進による加算項目が新設をされております。医療DX推進体制整備加算によって、マイナ保険証の活用、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスの整備促進、あるいは在宅医療DX推進体制加算によって、マイナ保険証による情報を用いた訪問診療計画の立案による質の高い在宅診療の推進、在宅医療におけるICTを用いた医療関係職種、介護関係職種との連携の推進、特定ICU管理料の見直し及び遠隔ICUの加算等と多岐にわたる加算項目が設定をされております。

市民サービスの向上や医療の質を上げるということはもちろんでありますけれども、基本的には独立採算が求められている笠間市立病院の経営のためにも、ぜひこの医療DXを推進していく必要があるのではないかなど考えるわけです。そういう考え方に立って、まず、笠間市立病院にとって、この医療DX推進に伴う診療報酬加算はあったのでしょうか、

お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 18番石松議員の質問にお答えをいたします。

医療DX推進に伴う診療報酬加算はあるのかという御質問でございますが、先ほど石松議員おっしゃったとおり、令和6年度診療報酬改定により医療DX推進体制整備加算が新設されております。施設基準といたしまして、オンライン請求を行っていること、オンライン資格確認を行う体制を有していること、医師が電子確認を利用して取得した診療情報を診療を行う診察室、手術室または処置室等において閲覧または活用できる体制を有していること、電子処方箋を発行する体制を有していること、電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有していること、マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について実績を一定程度有していること、医療DX推進の体制に関する事項等について病院内に掲示をしていること、今、申しました掲示事項をウェブサイトに掲載していること、この八つの項目となつてございまして、このうち、4、5、6、8番目の項目につきましては、現在のところ経過措置が設けられているという状況でございます。

市立病院といたしましては、項目の3、4番、診察室等において情報を閲覧できる、また電子処方箋を発行する体制を有すること、こちらのほうが満たしてございませんので、現在のところ加算の申請は行っていないという状況でございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 経営のことを考えると加算されるのがいいのかなというふうに思ったんですけども、非常にハードルが高いというのも今お聞きして思いました。だから、この医療DX推進体制整備加算については、やっぱりもうちょっと使い勝手がいいように、これは国の課題ですけれどもね、国で取上げていただかなければならないなというふうに思います。私は私のルートでそういうことを言っていきたいと思っておりますので、ぜひ市は市のルートで、そういうことを国に要望して、変えるようにやっていただきたいなと思います。

それと、これから先どうなるか分かりませんが、何とか加算ができるように、一生懸命調査をして、もしできるものがあつたらどんどん導入をしていただきたいなということを申し上げておきたいと思っております。

次の項目に移らせていただきます。令和6年から令和9年度までの市立病院経営強化プランを見ますと、マイナカードの健康保険証利用運用の開始と促進、電子処方箋を令和7年度から導入、オンライン診療はもう既に導入済みですが、併せて電子処方箋の運用、院内のPHSをスマホに変更する等々、デジタル化への対応に関する項目は書かれておりました。

訪問診療用のアプリや自動会計受付システムの導入、あるいは看護記録の電子化なども含めて、今後、市立病院の医療DX推進計画、そういうものを私はつくるべきかと思うん

ですけれども、そういうものはおつくりにならないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 市立病院で医療DX推進の計画をつくらないかというところでございますが、笠間市としまして、笠間市第2次DX推進計画が策定されておりますので、その計画におきまして医療DXについても対応をしてみたいと考えてございますので、今現在のところ新たに医療DX推進のための計画を策定するという考えはございません。

また、国が推進する医療DXにつきまして、国の医療DX推進本部において医療DXの推進に関する工程表が示されてございますので、その工程表に基づき、今後、国より示される施策の方針等に沿って事業を進めてみたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） 今の事務局長の答弁を聞くと、市立病院の問題ではなくて、笠間市第2次DX推進計画の問題だというふうに私はそういうふうに聞いたんですけれども、確かに市立病院ですから、市立病院では独立採算制ですから、市立病院の中でいろいろなものを推進計画を立てていったとしても、元手が必要ですよね。元手がないから限界があるだろうなというふうに思うんですが、翻ってその第2次DX推進計画見ると、医療DX化に関することはほぼ触れられてないんですよ。問題意識が多分ないんじゃないかなと、ちょっと失礼な言い方ですけども、市立病院じゃないですよ、市長部局のほうに問題意識ないんじゃないかなというふうに私は思わざるを得ないんですけども、そういう意味では市立病院じゃなくてDX推進計画の担当部署の問題だと思いますので、これについては改めてそちらのほうに向けて一般質問で取上げさせていただきたいと思います。

ただ、幾つか項目が経営強化プランの中に挙げられているんですけども、ぜひともどの時期にどういうことをやるのかくらいの何か資料というか、そういう計画みたいなものはぜひ議会のほうにも示していただけるとありがたいなというふうに思います。そういうことを申し上げて、次の項目に移らせていただきます。

経営強化プランの中に書かれております、水戸医療圏の地域医療構想や医療提供体制を見ますと、例えば急性期病床と慢性期病床は過剰であるけれども、高度急性期と回復期病床、笠間市立病院はこの回復期病床に当たるかと思いますが、これが不足をしている、そういう状態になっているということです。言い方は悪いんですが、しばらくの間、当面の間はこの笠間地域、水戸医療圏は市立病院にとってちょっと有利な、そういう状況にあるんじゃないかなというふうに私は考えております。ただ逆に言いますと、外来患者が減っていますから、これから市内のクリニックや診療所の経営は大変になっていくだろうなということもまた別の課題としてあるわけですけども、今後は在宅医療への対応が笠間地域の課題になるだろうというふうに思っています。

経営強化プランの中には、令和7年度までに医療的ケア児童を対象にした小児在宅医療

に対応するという、そういう方針は書かれていますけれども、先ほどの質問の中の答弁で市立病院の話も出てきましたが、笠間市の医療機関の中で市立病院が地域医療に果たす役割をもっと明確にして、市内医療機関の連携の要になるような、そういう地域医療計画というの、医療方針みたいなものもぜひ持っていただきたいし、そういう提起というのはしていただくことはできないのでしょうか。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 市立病院が市内医療機関の要になってというようなことですが、市立病院の役割として地域医療の推進、在宅医療の推進というのがございますので、市立病院のできる範囲というんですか、その中で笠間市の医療を担っていければというふうに考えてございます。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ということは、地域医療連携方針みたいなのができないということ、端的に言うとそういうことなんだろうなというふうに思うんです。

例えば、水戸医療圏の中の保健所とかそういう機関であれば、多分地域医療のことというのは議論したりとか計画を立てたりということではできるんでしょうけれども、市立病院はあくまでも市立病院だからできないというのは、私はそれはそれで分かるんですね。だから、笠間市の課題というよりも本当は県の課題であるかと思うんですが、ただ水戸市のような中核市は保健所持っているから医療職というのはいるんですけれども、普通の市町村には医療職はいないんですよ。笠間市は市立病院があるおかげで、医療職の方がやっぱりいるんですよ。お忙しい方々なので負荷をかけるのはちょっと忍びないんですけれども、でもぜひその医療職をきちんと活用して、地域医療方針や地域医療政策というのをつくれるというのは、笠間市の、私は優位性じゃないかなというふうに思います。

予算方針等々には地域医療のことでなかなか出てこない、先ほど申しあげましたように、県の権限が県のほうにあるので難しいところはあるんですが、ぜひそういう意味でちょっと考えていただきたいなというふうに思っています。

水戸医療圏の病床数は、先ほども申しあげましたけれども、高度急性期が319不足をしている、回復期が909不足をしている、急性期が1149オーバー、慢性期も285多い、オーバーをしているということですね。県立中央病院は、高度急性期は34しかありません。残りの441が、急性期であるわけですね。そのほかにも、水戸医療圏の中には済生会病院、日赤、水戸協同病院が過剰な急性期病床中心の総合病院であるわけです。だから、中央病院と、それから今言った済生会、日赤、協同病院を合併しちゃって、大きくして急性期の病床をちゃんと確保しようじゃないかという話が、表には出てないんですよ、水面下では出ているわけですよ。そこを、やっぱり私たちは危機意識を持って見ていかなければいけないというふうに思っています。

今後、県立中央病院を守る、守ると言い方が適切かどうか分かりませんが、笠間市

から大きな総合病院をなくさないためにも、県立中央病院を核にした地域医療の環境整備を私はきちんとしておく必要があるんじゃないかなと思います。もちろん中央病院を守るために、交通事情を改善してちゃんと道路をつくろうとか、そういう話はきちんとして進められているなと思うんですが、医療の中身として、ぜひとも黒子になるんだと思いますけれども、黒子になるということはあまりいいことではないのかもしれませんが、市立病院がこの笠間地域の黒子になって、地域医療の整備計画というか、方針に関わっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

○市立病院事務局長（木村成治君） 市立病院が果たす役割ということになるろうかと思いますが、やはり地域医療となりますと市立病院、一医療機関でございますので、これは市立病院というよりも、笠間市として考えていくべきではないのかというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 笠間市で考えるべきだということですので、県中の役割と市立病院の役割はそれぞれ違うわけではありますが、市立病院のスタッフの数とか、あと在宅医療だとか進めている地域医療への内容とか含めると、市立病院がその地域医療のリーダーシップを取れたらいいなと、取るべきというよりも取れたらいいなとは思っているんですが、現実的にはなかなかこのドクターの世界というのは非常に難しいところがありまして、笠間市が地域医療を取りまとめていくということは非常に厳しいかなと思います。

ただ、やっぱり保健所が中心になって、そういう在り方をしっかり取り組んでいくことは必要だと思っておりますので、今後、中央病院の在り方なんかも変わってきますので、そういう中で、市立病院が地域医療にしっかり果たす役割を、保健所等を中心に話を進めていきたいなと思っております。

○議長（大関久義君） 石松俊雄君。

○18番（石松俊雄君） ありがとうございます。市長の御答弁いただいたのでこれ以上言うことはないんですけども、先ほども申し上げましたけれども、保健所を持たない自治体で医療職がいるというのは、私はやっぱり重要な人材の宝だというふうに思うので、今後、その医療職の方々を有効に活用した政策の立案、実現ということをぜひとも進めていただくことを最後をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 18番石松俊雄君の一般質問を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

午前 11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

14番石井 栄君の発言を許可いたします。

石井 栄君。

〔14番 石井 栄君登壇〕

○14番（石井 栄君） 14番日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、一問一答方式で一般質問を行います。

まず初めに、大項目1、2歳児までの保育状況と保育料の無償化への計画についてお伺いをいたします。

まず、大項目1、2歳児までの保育状況と保育料の無償化への計画については、初めに、小項目①、2歳までの子どもの保育と保育状況と保育料負担状況についてお伺いします。

その具体的な内容は、令和5年、令和6年の2か年の2歳児までの子どもの数と保育所等入所の子ども数をお伺いいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 14番石井議員の御質問にお答えいたします。

2歳児までの子どもの保育の状況についてでございますが、令和5年4月及び令和6年4月の2か年の状況について御説明させていただきます。令和5年4月1日現在、市内のゼロ歳から2歳の子どもの数は、ゼロ歳児が339人、1歳児が430人、2歳児が405人、合計1,174人でございます。そのうち、保育所等に入所した子どもの数は535人でございます。

同様に、令和6年4月1日現在の子どもの数は、ゼロ歳児が320人、1歳児が350人、2歳児が423人で、計1,093人でございます。そのうち、保育所に入所した子どもの数は524人でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 分かりました。

それでは次に、現在の保育料の負担状況についてお伺いをいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 保育料の負担状況について御説明させていただきます。

保育料は、世帯の状況に応じて8階層に区分しております。

階層ごとに保育標準時間の保育料について御説明させていただきます。第1階層、第2階層は生活保護世帯及び市民税非課税世帯となっております、保育料は無料となっております。第3階層から第8階層は、保護者の市民税、所得割課税額に応じて区分しており、第3階層は1万円、第4階層は1万9,000円、第5階層は3万3,000円、第6階層は4万5,000円、第7階層は5万2,000円、第8階層は5万8,000円となっております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 御説明ありがとうございました。

次に、小項目②、多子世帯保育料軽減事業についての質問に移ります。

まず、国と市が多子世帯保育料軽減事業を行っておりますが、この多子世帯、国と市が行っている多子世帯保育料軽減事業とは何か。また、事業による無償と半額の子どもの数について伺いをいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 多子世帯保育料軽減事業についてという御質問でございますが、多子世帯の保育料につきましては、国及び市の制度を適用し、保護者の負担軽減を図っているところでございます。

まず、国の制度において、第二子の保育料は、世帯年収360万円未満までは半額、360万円以上は兄弟が保育施設等に同時入所している場合に限り半額となります。また、第三子以降の保育料は、世帯年収約360万円未満までは無償、360万円以上は兄弟が保育施設等に同時入所している場合に限り無償となります。

なお、令和5年度の実績として申し上げますと、第二子が224人、第三子以降が56人の計280人が国の制度により保育料の軽減及び無償化の対象となっております。

次に、市の事業でございますが、平成28年から笠間市多子世帯保育料軽減事業を実施しております。多子世帯の負担軽減を図っているところでございます。市の事業においては、国の制度にある同時入所の要件を設けておらず、第二子の保育料は第4階層の一部及び第5階層に属する世帯の児童であれば半額となり、第三子以降の保育料については世帯の所得状況に応じて全ての児童が無償となっております。

なお、令和5年度の実績といたしましては、第二子が48人、第三子以降が83人、計131人が市の事業により保育料の軽減の対象となっております。令和5年度に保護者が負担した保育料の金額といたしましては2,801万円となっております。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） ありがとうございます。それではこれに関しまして、国や市の補助事業の対象者は、無償が今お話を伺ったところでは139名、そして半額が267人になるということですのでよろしいんですね。それで無償と半額の子どもの数は、合計で411名になります。これを保育所等に入所している子どもの総数639名に対する割合としては、約64%となると思います。多くの子どもが無償、半額になっているということでもあります。

さて、この国や市の補助事業に対して、無償、半額の事業における国や県や市の負担があると思うんですけども、それぞれの国の事業、市の事業に対する国や県や、そして笠間市が負担する割合というのは何%ぐらいになっているのでしょうか。お願いします。

○議長（大関久義君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 国の多子世帯保育軽減事業の負担割合でございますけれども、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の割合となっております。

市が行います事業の県と市の負担割合につきましては、県が2分の1、市が2分の1の

負担割合となっております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 国の事業であっても市が負担する割合は一定の割合があるということで、一定額の負担をしているということが実情だということが改めて分かりました。

次は、小項目③に移ります。保育料軽減の拡充と無償化計画について、質問をいたします。

まず最初に、現在の多子世帯保育料軽減事業のもとで、市独自に無償化するための費用として、市が負担するとなれば、必要な負担額は幾らになるのでしょうか。お願いします。

○議長（大関久義君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 無償化した場合に市が負担する額ということでよろしいでしょうか。

○14番（石井 栄君） そうです。

○こども部長（深澤 充君） 現在、国の制度により軽減されている金額につきましては、6,260万円が軽減となっております。そのうち、市の負担分といたしましては、1,565万円が市の負担となっております。

また、市の事業において令和5年度において保育料の軽減した額になりますが、2,801万1,000円が軽減となっており、市の負担額については1,441万9,000円となっております。

それらの金額が市の負担となっており、また保護者の負担として、1億2,573万6,000円が現在保護者が負担している額となりますので、それら補助の負担が市の負担額及び保護者の負担額が全て市の負担となることから、総額といたしまして1億5,581万5,000円が市の負担となると考えております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今、国、県の補助も含めてあるわけですがけれども、全額無償にした場合の市の負担額は幾らになるかという質問に対しまして、お答えとしては約1億5,500万円程度の費用が必要になるということが分かりました。

そこで、これは現在の補助も含めてのことです。今後の無償化で、新たに笠間市が生じる市の負担額というのは幾らになるのでしょうか。総額は1億6,000万円だということが分かりましたけれども、国や県が補助している部分がありますので、無償化したときに、無償化したその年から新たに笠間市が負担しなければならない負担額というのが幾らになるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（大関久義君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 現行制度によりまして市が負担しております金額が、3,007万9,000円でございます。2歳児までの保育料を無償化した場合の試算が、先ほど申し上げました1億5,581万5,000円でございます。

その差額といたしまして、今後増える見込みの額といたしましては1億2,573万6,000円

の負担増になると見込んでおります。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 新たに生じる負担額が1億2,500万円余だということを伺いました。一定の負担が必要になるということが分かりました。

市の2歳児までの保育料の状況が少しずつ分かってきたわけですが、現在、保育の制度については、3歳児以降は国の制度によりまして無償化になっているわけですね。それで、ゼロ歳児、1歳児、2歳児というのは国の制度による無償化ではなくて、多子世帯保育料軽減事業という形での支援にとどまっているわけです。そういうことから考えますと、この保育の状況は無償化としてゼロ歳児、1歳児、2歳児にも適用をしていったほうがいいのではないかという声は、市民ならず全国的にも結構その期待は高まっているというふうに受け止めております。子どもはこれからの市を担う、市の宝ですね。

共働きの世帯では、保護者の皆さんが大きな負担の中にあるということが分かっております。3歳児以上では保育料の無償化が実施されましたが、2歳児までの子どもの保育料については、共働きの家庭などでは重い経済的な負担となっております。この分の支援は、国による多子世帯保育料軽減事業と市による多子世帯保育料軽減事業として行われておりますけれども、課題があります。

それらに対して無償化事業への計画についての期待は高まっているわけですが、例えば多子世帯保育料軽減事業の実績ということで、第5階層の市民税所得割課税額16万9,000円未満の世帯の3歳児未満の保育料、標準時間では3万3,000円というふうになっておりまして、第6階層、市民税所得割課税額30万1,000円未満では4万5,000円ということになっております。その保育料の軽減対象になっている子どもの内訳を見ますと、第5階層では、令和5年度の実績を見ますと206人いる中で、ゼロ歳児の無償化が3人で半額22人、1歳児が無償2人で半額36人、2歳児の無償は1人で半額29人、合計で93人。これは、多子世帯保育料の国の補助の実情であります。それに笠間市の軽減事業が加わって、先ほどのような合計の数字が出ているわけです。第5階層、第6階層などを見ますと、一定の年収がある方ではありますけれども、保育料の負担は第5階層では3万3,000円、第6階層では4万5,000円と多額になっております。

それらを拡充するために無償化事業の必要性が高まっているわけですが、その無償化事業の計画はあるのでしょうか。あればどういう計画なのか、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 現在、笠間市の保育料につきましては、国が示します基準よりも9,500円から4万6,000円ほど低い金額を階層ごとに設定しておりまして、国よりも負担が軽い状況としていただいております。

そのような中で、子育てをしていく中ではこういった保育施設等に入っている子どもばかりではなく、在宅で見ている子どもたちの支援というのも大切と考えておりまして、現

段階におきましては、2歳児以降の保育料の軽減の拡充、または無償化については考えていないところでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 現在のところ計画はないということなんですけれども、それでは全面無償化に至る前の段階として、第二子以降の無償化についてですけれども、市の負担額は試算しますと約6,100万円ぐらいの費用負担が生じるのではないかなと推測しますが、その試算でよろしいのでしょうか。

そして、これらの全面的な無償化に至る前に、第二子以降の無償化という計画をつくる考えはございますか。

その2点についてお伺いをいたします。

○議長（大関久義君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 第二子以降を無償化した場合の市の負担ということでございますけれども、国の制度により無償化した場合、市が1,565万円、市の制度の負担により負担額が1,442万9,000円、そして保護者の負担金といたしまして4,665万6,000円、市の総額といたしましては7,673万5,000円が負担となると考えております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今、私の試算とはちょっと違った7,635万円が新たに必要になる額だというふうなお答えをいただきました。

これらの全面無償化に比べますと、額としては少ない額になっていますので、これらの計画を考えていく、そういうお考えはあるのでしょうか。

○議長（大関久義君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 繰り返しの答弁にはなりますけれども、現在子育て世帯に進めている施策を着実に進めていきながら、子育て世帯への支援を進めていきたいと考えておりまして、現段階での保育料の半額もしくは無償化を拡充またはしていく考えはございません。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今、お答えをいただきましたけれども、少子化が続いている中で、どの市町村も子育て支援施策の拡充に取り組んでおります。もちろん、笠間市でも多くの子育て支援策を今年も発表して、拡充に努めているところだということは認識しております。しかし、今が知恵の出どころだというふうに思います。2歳児までの保育料無償化を通じて保育料無償化の流れを全面展開することは、子育てのまち笠間に対する魅力度をさらにアップする契機となるでしょう。しっかり検討されて実現につなげるよう要望いたしまして、次に、大項目2、安心して暮らせる市営住宅の整備を、大項目2に移ってまいります。

大項目2、安心して暮らせる市営住宅の整備をに移っていきますが、まず笠間市には公

営住宅として市営住宅がございますけれども、初めにその市営住宅の箇所は何か所、そして戸数、入居世帯数、入居率もしくは分かれば入居者数、そしてその入居条件等をお伺いいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 14番石井議員の御質問にお答えいたします。

市営住宅の現状ということでございますが、まず戸数からですが、市営住宅は公営住宅法に基づき、困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で安定した生活を供給することを目的に設置しているものでございまして、市内には笠間地区に13団地68棟347戸の住宅がございます。

続きまして、入居率に関してでございますが、入居戸数は本年5月1日現在207戸で、入居者数は405名となっており、入居率は全体で59.7%、老朽化により政策的空家としている6団地36棟157戸を除きますと、66.8%となっております。

入居の条件でございますが、主な条件といたしましては、現に同居し、または同居しようとする親族があることや、収入基準として、控除額を差し引くなどとして計算した収入月額が15万8,000円以下の世帯が対象となっております。また、満60歳以上の方のみの世帯や子育て世帯等につきましては裁量世帯といたしまして、収入月額21万4,000円まで緩和をしているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今、御説明をいただきましたけれども、入居条件については低所得者に配慮して、そういう方を優先して入居させるということになっているというようなお話を伺ったというふうに思っております。

そこで、裁量世帯という種別基準があると思いますが、まずその中に子育て世帯、高齢者世帯というのはその裁量世帯というのに当たるんでしょうか。まず、お伺いいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 石井議員御案内のとおり、子育て世帯、あと満60歳以上の高齢者の世帯は該当となります。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、この裁量世帯のまず高齢者世帯で、御夫婦2人の高齢者世帯、それから子育て世帯の夫婦2人子ども2人の4人家族の実際の収入基準をお伺いいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 高齢者2人の家族でございますが、あくまで目安でございますが、年間収入額で430万円以下が限度額となります。

子育て世帯、夫婦2人子ども2人、4人家族の限度額、これも目安でございますが、年

間収入額で約530万円というのが限度額となっております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 先ほどの15万8,000円というところから見ると、年収が一定額まで許容されているということは、いろいろな控除とか複雑な計算式があるものと思います。公営住宅として市営住宅は重要な役割を果たしているなということを、ここからも感じるところではあります。

それでは、現在の市営住宅に関して、入居率が59.7%とか、政策空家を除くと68.8%とか、そのような数字が出ておりますけれども、入居待ちというのはどのくらいあるんでしょうか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 6月1日現在、入居待機者はございません。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、現在の市営住宅の家賃というのが、収入限度から見るといろいろな計算式があるんでしょうが、どの程度の範囲になっているんでしょうか。それをお伺いいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 家賃についての幅ということでございますが、市営住宅の家賃につきましては、公営住宅法に基づき毎年家賃見直しを行うなど、家賃の決定につきましては入居者の収入、あと立地、あと規模、利便性などによって算定式に基づき決定されておりますが、入居者の世帯、幅は大きくございまして、おおむね平均で言いますと、2万円程度が全体としての平均となっているところでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） もう少し正確な実態が明らかになればいいんですけども、今、平均額が2万円前後としますと、これを例えば正規分布というその曲線から考えて推測しますと、家賃の上限としては4万円台かなというふうに推測されます。

これについては個人の情報にも関わることになるかもしれませんのでここまでにしまして、次に、小項目②、市営住宅について、今後の計画の概要をお伺いいたします。

第2期笠間市公営住宅長寿命化計画というのが策定されまして、この方針に基づく要点を3点ぐらいにまとめて述べていただきたいと思うんです。お願いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 長寿命化計画の要点についてということでございますが、市では昨年度、老朽化が進行する市営住宅を適切に維持管理し、安全で快適な住まいの提供を目指す第2期笠間市公営住宅長寿命化計画を策定したところでございます。本計画に

基づき、今後10年間、住宅の長寿命化を図ることを目的に、計画的な修繕や要支援世帯への住宅確保のための支援策に取り組んでまいりたいと考えてございます。

市営住宅は昭和40年代半ばから昭和60年代に建設されたものが多く、目標使用年数を超過した住宅が約4割を超える状況でございまして、設備の老朽化等も課題となっております。耐用年数を過ぎた6団地につきましては、ほかの公営住宅や民間賃貸住宅への住替えを促していき、住替えが完了した住宅から順次、用途廃止を行っていく計画としております。その他の住宅につきましても、市営住宅を長期にわたり良好に維持していくため、計画的に予防保全や修繕等を実施してまいります。

また、現在、市営住宅の入居世帯は、高齢者世帯が約4割を占めており、今後も増加することが見込まれます。高齢者も含めた要支援者の住宅確保及び入居後も安心して住める支援体制の構築を図っていくこととしてございます。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） この内容は多岐にわたっておりますが、その内容を四つ、五つぐらいの要点にまとめて、今報告をいただきました。

そこでこの資料によりますと、耐用年数越えの6団地、寺崎、石井不動前、佐城、寺崎第2、稲田第2、北の入住宅の36棟を今後10年間で廃止していきたいというような方針が出されておりますけれども、廃止されますと何戸が削減されることになるのか、そして現実には影響を受ける世帯は何世帯になるのか。簡潔にお答えをお願いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 廃止になる戸数につきましては157戸となっております。現在そこに住んでいる方が80世帯となっております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 順次、廃止に向けて計画を進めたいと、そして個に応じた対応をしていくというような方針だと思いますけれども、相当な数の削減になるなど、この削減数から見ますと、先を私自身は心配をしています。

現実にはどのように廃止の計画を進めていこうとしているのか、その点、簡潔をお願いします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） どのように対応していくのかということにつきましては、用途廃止によって影響を受ける入居者に対しては、退去の同意が得られた世帯から順次、ほかの市営住宅などへ住替えを案内していき、移転に関する支援策につきましては、今期計画内において示してあるように、入居世帯の個々の事情を配慮しながら、入居者の負担をできる限り軽減できる住替えの仕組みを現在検討しているところでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 今、個に応じて市民に対策を進めるようなお話でしたけれども、移転を同意されて、移転が必要な方には移転に関して新たな負担が生じることがないように、そして移転によって住み心地が低下したり家賃が高くなったりすることがないように市民に寄り添った対応をお願いできるということでもいいんですね。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） そのとおりでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それでは、そのように対応していただきたいなというふうに思います。

そもそもですけれども、老朽化が著しい住宅の取壊しが必要になるところもあると思います。しかし、取壊して戸数を減らしたままにすることなく、建て替えをして、新築の住宅をつくる必要性もあるのではないかなというふうに思います。

住宅で6団地の入居者、80世帯、相当悩むことになるのではないかなというふうに思います。今度の計画、2024年から2033年までの10年間に、現状の戸数が347戸から10年後には190戸にしようとするのが目標だというふうに伺っております。これは、現状44%を削減して、現状から55.6%になろうという計画であります。

市営住宅の大幅な削減計画を変更して、新規の住宅を建設できるよう、市民にとって展望のある方針を示していただきたいなというふうに思うんですけれども、減らす主な理由は何なんでしょうか。簡単で結構です。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 減らす理由ということでございますが、人口減少が進む中、長寿命化計画で住宅確保要配慮者の推計を行ったところ、減らしても十分に賄える数字となっていることから、一定の建て替えは行わず、廃止をするということにしております。

以上です。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） この資料によりますと、低所得者の数というのは人口減少によって人口は減っていきますけれども、低所得者で住居に困るのではないかなという方の数というのは一定数が継続するというように読み取れます。

そのように考えますと、全部壊して戸数を減らすというのではなくて、例えば石井不動前住宅というのは12棟60戸ございますよね。目標年数40年を10年以上経過しておりますから、相当老朽化しております。例えば、ここに新築の市営住宅30戸分を建設し、建て替えることも考えられます。利便性が比較的高く、耐震性、居住性が向上した住宅を建設することができて、今後、鉄筋の場合は70年くらい目標とすることも可能だと考えられます。公共住宅が果たす役割は大きく、やがて耐用年数を迎えることになる住宅もどんどん出て

くると思いますから、その建物ができても、それに耐えるものとして役割を果たすことができると思います。

人口が減少しても、要支援世帯は一定数継続しているということが、この46ページにその旨が記載されているところです。これについてどのように考えますか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 繰り返し答弁になりますが、要配慮者世帯数というのは推計で87世帯、これはあくまで推計でございますが、なることから、建て替え等を行う予定はございません。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） その辺については今後検討していただきたいというふうに思いまして、そして、小項目③、入居環境の向上について、お聞きをいたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 入居環境の向上についてとの御質問でございますが、今後、市営住宅を管理運営していくためには、限られた予算の中で、実施事業の費用対効果が高まるように、住宅の入居率を上げる取組が必要となります。先ほども答弁いたしました、今後も一層入居者の高齢化が進展する中で、高齢者や障害者にとっても住みやすい住宅設備改修が必要となっており、世帯の実情に応じた幅広い対応も求められております。

今後の計画としましては、稲田第2住宅及び石崎住宅など一部の住宅において、長寿命化計画に基づく浴室設備や3か所給湯、洗面場、台所、お風呂の給湯でございますが、などの居住性の向上につながる住宅設備の改修を行い、市営住宅の長期的な有効活用を図っていく考えでございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 費用対効果を見ながら住みやすい市営住宅にできるように取り組んでいきたいということで、今、浴室の整備についての話がございました。笠間市営住宅に浴室というのはあるんですけども、浴室の中に風呂釜や浴槽があるところが全体の約25%、浴室はあっても風呂釜、浴槽がないところが全体の75%になっています、資料によりますと。これから暑い夏になります、帰宅してからひと風呂浴びて汗を流し、さっぱりしたいと思うのが普通ではないでしょうか。ないところは、入居者が風呂釜、浴槽を自費で購入しなければなりません。これが、市営住宅の現状です。

風呂釜、浴槽のないところは公費での設置が必要と思いますが、これに関して、先ほど市営住宅の幾つかの団地で風呂釜、浴槽の整備をするというふうにおっしゃいましたけれども、これは市営のどこの団地で何基ぐらいずつ風呂釜や浴槽を設置する計画なんですか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 先ほどの浴室改装をする住宅についてでございますが、

稲田第2住宅A、B棟で4戸でございます。続きまして、石崎住宅のA、D棟、これ1階のみですが18戸、下市毛住宅、こちらのAからD棟、これも1階のみですが14戸を、長寿命化計画に基づき改修改築していく予定でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そうしますと、何か所の浴室に何基、そういう対応をするということになるか、言っていただけますか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 失礼しました。

全体36戸で、36基になります。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） それはよかったですね、助かる人が多くいると思います。入居者も歓迎すると思います。

それでは、この設置の開始時期と設置が終了する時期というのはいつ頃になるんでしょうか。おおよそで結構です。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） すみません、ちょっと手持ちに資料がないので、計画期間内10年ということでございますので、予算が均等になるような形で順次、改修をしていく予定としております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 順次、改修というのは、36戸と36基を10年間でやるということでしょうか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 財源にもよりますが、そういう考えで行っていきたいと考えてございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） これによって浴室の整備というのは、浴室はあっても風呂釜や浴槽がないというところが何%ぐらいなくなることになるんですかね。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 申し訳ございません。手持ちに資料がなくて、ちょっとお答えできません。申し訳ないです。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 前進する計画だと思いますが、さらにそれを拡充できるように取り組んでいただければありがたいなというふうに思いますので、これについては再度検討を深めていただきたいと思います。

それから次に、エアコンの設置なんですけれども、入居環境の向上に関して、エアコン

の設置も重要な要素だというふうに思います。去年は史上最高の暑さが来たということで、今年も昨年並みの猛暑が来るのではないかとされておりまして。

ここにエアコンの設置というのは必要なことではないかなというふうに思うんですけれども、未設置や設置の数や割合というのは市営住宅に関して分かりますか。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

○都市建設部長（関根主税君） 申し訳ございません。こちらにつきましても、入居者が自分で設置しているというものに関してはこちらで把握してございませんので、ちょっと分からない状況でございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 入居する環境の向上という大きな政策から見ますと、低所得者でエアコンを入れることができないという方がいるとすれば、これは命に関わる問題でもありますし、その件については考えていただいて、大幅な援助を含めて考えていただけるようによろしくお願いいたします。

そのことをお願いいたしまして、次に、大項目3、自然災害時の避難環境の整備促進と改善に向けての部分に移ってまいります。

まず最初に、要支援者の避難に係る支援体制についてでありますけれども、2024年、令和6年第1回定例会、今年3月の議会ですね、私の質問に対する総務部長からの答弁において、次のようなお答えがありました。要支援者の避難の手段でございますが、こちら災害時避難行動要支援者プランによりまして、避難場までは支援者の方の協力の下、開設している最寄りの避難場へまず避難をしていただきます。その後、福祉避難場に移動が必要な場合におきましては、支援者等の手を借りまして、福祉車両など要支援者の状況に応じた車両を手配いたしまして、福祉避難所に移動していただくということを想定してございますと、このようにありました。

支援者とはどのような方々か、どのように支援に当たるのか伺う予定でありますが、先ほど鈴木議員の質問の中で、要支援者の中にはあらかじめ福祉避難所に行くということを決めておくようにこれから考えていきたいというふうにありましたので、そのことも含めて、この件に関する質問にお答えをお願いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 14番石井議員の御質問にお答えいたします。

大規模な災害時には、特に初期の段階において行政の対応が十分に届きにくい状況となる可能性も考えられまして、自分の身は自分で守る「自助」が基本となりますが、地域住民などによる支え合い、いわゆる「共助」についても重要であると考えております。

本市では、災害時に円滑かつ迅速に安否確認や避難誘導などを行うために、平成26年に笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プランを策定し、自助、共助を基本とした災害時における要支援者の支援体制の整備を図っております。具体的には、まず高齢者や障害者

などの災害時に支援を必要とする人、いわゆる要支援者を把握するため、要件区分に該当する方に対し、民生委員等による個別訪問調査と市による支え合いの仕組みなど、制度の案内の送付を併用しまして、要支援者の実情を把握しております。その後、本人の同意に基づいて登録をしまして、必要な支援や避難先、身近な支援者の有無について、その情報を名簿台帳として地域における支援者の間で共有することによって、災害時において地域の中で安否確認や避難支援に活用することとしております。また、災害発生時の迅速な支援のために、要支援者の情報については、市の社会福祉協議会、民生委員、希望する行政区や自主防災組織など、身近な支援関係者に提供し共有を図っておりまして、年に一度、支援者に関する区長と民生委員との情報交換会を開催し、地域の実情についても話し合いをしていただいております。今後もそのような情報交換会を継続するとともに、地域における見守り支援の強化を図ってまいります。

それから、これまで拠点避難所から福祉避難所への動線ということが言われておりましたけれども、今般、法改正によって、いわゆる今まで拠点避難所で行っていた支援者のトリアージ、これを調査の段階で行うことによって、直接、福祉避難所へ避難できるような仕組み、こういったものに取り組んでいくというようなことをございます。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そうしますと、概略で言いますと、地域で支援者の名簿の登録がもう始まっていて、もうほとんどできているわけですね。

要支援者が変化するわけですので、それに応じて変更はあるんでしょうけれども、地元の支援の方というのはありがたい存在ですけれども、これが実効性のあるものになるためには、それに備えた訓練とか意識化というのが重要だと思います。今後どのように実効性の向上につなげていくんでしょうか。簡単で結構です。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 実効性のあるものということで、市の災害訓練の中で、そういった視点も入れてやっていくということで、あと地域での支援者がいないというような方に関しましては、社会福祉協議会がその役割を担うことで役割分担しておりますので、そういった形で安心の体制につなげてまいりたいと考えております。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） 分かりました。こういうことは一朝一夕にはできませんので、ふだんの備えが大事だというふうに思います。

それでは、小項目②、避難所の空調設備導入計画の進捗状況、岩間中学校と友部中学校への設置が検討されているとのお話であります。現在の進捗状況について簡潔にお伺いをいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 避難所の環境改善策としての空調設備の導入計画という形で

は、本市では現在ございませんが、学校の教育環境改善策といたしまして冷房設備の設置が進められておりまして、令和6年度に拠点避難所であります友部中学校体育館と岩間中学校体育館の2か所を優先して設計を行い、令和7年度までに整備を行う予定でございます。

その他拠点避難所への設置については、状況を見ながら今後検討してまいります。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） そうしますと、その他の拠点避難所の中には、市民体育館、稲田中学校、友部小学校、笠間小学校、それから友部第2中学校、いずれも大事な施設がありますけれども、これらの空調施設設置計画というのも今後検討していくということによってよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。時間がありませんので、簡潔にお願いいたします。

○総務部長（後藤弘樹君） 繰り返しとなりますが、今後状況を見ながら検討してまいります。

○議長（大関久義君） 石井 栄君。

○14番（石井 栄君） これで終わります。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 14番石井 栄君の一般質問を終わります。

ここで14時10分まで休憩いたします。

午後2時01分休憩

午後2時10分再開

○議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番安見貴志君の発言を許可いたします。

安見貴志君。

〔7番 安見貴志君登壇〕

○7番（安見貴志君） 7番、かさま未来の安見貴志でございます。通告に従いまして、一問一答方式で質問を行います。よろしくお願いいたします。

質問事項としましては、大項目1としまして、巨額の予算を投じる事業と予算編成への影響について。大項目2、「いじめ」についての認識とその防止教育についてでございます。よろしくお願いいたします。

まず、大項目1、巨額の予算を投じる事業と予算編成への影響についてでございます。

自治体の予算の編成についてはどのような流れで1年間の予算が生まれ、決まってくるのか、その詳細については市民のほとんどが知らないというのが実情かと思われまして、なので、こうして質問として取り上げることによりまして予算編成というものが活字となって広報媒体に載ることになれば、少しでも多くの住民がその予算編成について興味を持つ

可能性が生じ、そうすれば理解度も進んでいくものと考えられます。理解が進んでいけば、要望に対して行政がすぐに動いてくれないとか、ずっと頼んでいるのに何も進まないといった部分に対しても、なぜそうなるのかということについて今よりも納得がいただける、そのように考えるわけであります。また、予算に興味が出てくれば、行政としてどんな事業を行っているかということへの興味もわいてきますので、ひいては住民一人一人の目線で予算のチェックがなされる、そういった効果も期待ができるものと考えます。

予算編成は住民の全てが幸せな日常を送ることができるように、必要などころに偏りなく必要な額を手当てしなければなりません、歳入には限りがありますので、望むだけ使いたいだけ予算をつけるというわけにはいきません。限られた中でベストな振り分けを考えていかなければなりません。予算がどこかに偏ったがために、本来必要などころに最低限必要な額が手当てできず、結果として市民生活に悪い影響が生じてしまうような、そういった事態を招かないよう、しっかりとした予算編成をやっていただきたいと思うわけがあります。そういった気持ちのもと質問を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

ではまず、小項目①、一般会計予算を編成する際の原則についてということで、どのような原則のもとで編成が行われるかを分かりやすくお答え願います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 7番安見議員の御質問にお答えいたします。

まず、原則という御質問でございますが、地方自治体における予算は、一会計年度におけます収入と支出の見積りをまとめたものでございまして、1年間の事務事業を執行するための計画となるものでございます。様々な分野における行政の事務事業を取りまとめまして、最終的に議会へ上程し、予算案を作成するまでの一連作業が予算編成となります。その後、議会による審議を経まして議決をいただき、初めて予算として成立するものでございます。

予算編成における原則といたしましては、収入支出全ての予算を編入する総計予算主義でありますとか、予算は年度内に執行するという、年度独立の原則などがございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） ざっと今、原則的なものを述べていただいたわけでございます。

1年間の流れと言いますか、計画に沿って物事が進められていって、最終的には議会の議決を経て執行されるというところに今なるかと、そこは間違いないかと思えます。

原則論と言いますか、考え方のところの話なんですけれども、必要な事業があつて必要な額を手当てしていくということになりますので、原則とはちょっと言い方違うかもしれませんが、必要な事業に必要な金額をつけると、そういう考えは間違っていないかどうか、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） まず、例年10月頃に財務規則に基づきまして、執行可能な予算総額や予算規模、国、県の動向など予算編成に必要な情報を収集しまして、総合計画など中長期的な施策目標、重点事業、予算要求のルールを盛り込んだ予算編成を作成いたします。これを受けまして、各部において、事務事業の必要性、緊急性、事業効果などを検討した上で、予算を要求し、必要なところに予算を配分していくというような形になっております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 必要なところに今予算をつけていくということは、そのとおりにかと思えます。

必要なところというところなんですけれども、必要というところの意味合いになりますけれども、必要最小限というところになるのか、事業の遂行上必要ならば無条件手当てをすることなのか、そういうことにならないと思うんですけれども、そういったところの基本的な考えをお知らせください。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 最少の経費で整備事業執行するという事は重要なことではございますが、コストが高くて政策的効果が多い場合など、コストだけでなく総合的に判断をいたします。経費の大小につきましては、判断材料の一つであるというふうを考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 事業を行うに当たりまして、本来は必要最小限の経費で目的を達成するというのが大原則になろうかと思えます。ただ、そうではなくて、政策的なところの達成のために、そういった視点ではなくて今、予算を手当すると、そういった御発言があったかと思えます。そういったところですね、結局、歳入に限られておりますので、いずれにしても政策目的のためにたっぴりと予算をかければ十分事業の遂行というのはかなうかと思うんですが、そのかなう度合いの問題が今度出てまいりますよね。そうなりますと、歳入という総枠がありますので、その中で予算を組んでいくと、あちらの要望、こちらの要望、この事業、その事業とやっていきますと、基本的には積み上げた段階で、まずは総枠をオーバーしているというようなことが出てくるかと思えます。それを調整したり、年度の先送りをしたりして、事業費として、最終的には歳入に見合うように組んでいくのかなと思えますけれども。

そういったその事業予算を組むに際しまして最初に聞いておきますけれども、基本的な考えというのは、理念ですか、コストですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 予算編成をする場合でございますが、緊急性の高い事業、市民の生活に必要な事業、政策的に重要な事業に対しまして予算を確保いたしまして、そち

らについて、その年の予算規模に応じて予算編成を行うということを基本としております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 大体のところは分かりましたので、小項目①は終わります。

小項目②です。総枠があって予算をまたその中で組んでいくということは基本かと思いますが、歳入が減少していく見通しがある場合、そのしわ寄せはどこに生じるか、お答え願いたいと思います。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 歳入が減少していく見通しということでの御質問でございますが、人口減少、少子高齢化社会にありまして、人口構成が変化していくことで市税を中心に減少していくのではないかということからの御質問と理解しておりますが、合併後、人口、平成18年から1万人減りまして、高齢化も10ポイント増加する30%を超えたところでございますが、市税、過去10年間の実績を見ますと微増傾向にございまして、令和5年度の決算におきましてはまだこれからではございますが、100億円の大台を超える見込みではございます。これは、固定資産税が順調に伸びていること、高齢者の定年延長、女性の就労の増加などにより個人市民税も堅調であるためであり、おおむね今後10年間は同様に推移していくものと想定をしております。

しかし、その先10年間以降につきましては、人口構成の変化によります税収の減少も懸念されることから、現在デジタルの活用や業務の見直し、行財政改革などに取り組んでいるところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 部長がおっしゃるとおりですけれども、将来ですね、ここ笠間市に限らず、国全体の人口減少の予測が立てられているのは、皆さん御承知のことだと思います。人口の減少は、一般的には税収が減ることにつながると言われております。日本の人口もそうですけれども、笠間市の人口も減少をたどっております。将来において見込まれる税収が減ると、10年は微増なり現状維持で進むという予測を立てられておりますが、その先は分からないという御答弁ですね。

そういったところで、増える一方ではないという当然見通しは持っていらっしゃるというわけですけれども、そうした場合に、将来においてそういう予測が立つのであれば、予算編成に当たっては、その点をあらかじめ十分考慮したものに今していく必要が求められることは言うまでもないのかなと思います。

例えばになりますけれども、今年度の予算全体を100として考えた場合ですよ。来年度に歳入が95になってしまうとした場合には、当然減る分というのはどこかで調整をしなければなりません。そうした場合に、まずその調整で手をつけるというのは、こういった部分が挙げられますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 年度ごとの予算規模や税収などを見込みながら、市民生活に必要なものについて予算措置を行ってまいりたいと思います。いわゆる政策経費と呼ばれますハード整備を含めた市の裁量で行うことができる経費において、優先順位をつけまして予算編成を行っております。こういったことを行いますので、これによりどのような影響があると考えますと、インフラ整備でありますとか公共施設の更新など、事業年度の調整でありますとか、施設の集約化、複合化などが考えるところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） ですよ。どうしても入ってくるものがなければ、出てくるものをどっかで調整しなきゃならないという、新たに作るものを抑制する、新たに買うものを買ひ控える、一般家庭でもそういったことになろうかと思ひます。そういった基本のところは、自治体の予算というものも、例えば家計というものも基本というところは一緒なのかなというのが御答弁で分りました。

そうしますと、歳入に応じて支出するものを決めていくというところ、ただ先ほどの答弁でちょっと気になったのは、税収が微増でありますというところなんです。10年たつと同じ金額でも、その金額の持つその価値が変わってきますよね。例えば、100億円が101億円になったから増加と言ひますけれども、物価がそれ以上上がってれば今の100億円と10年先の101億円は違つたりしますから、やれる事業の範囲が変わってくる、買物できる範囲が変わってくる、そういうことにもなろうかと思ひます。なので、今の微増という傾向で、取りあえずある分は使つていいやみたいな形になりますと、いざ10年先になったときにお金の価値が変わつたり、額面どおりの価値が変わつてきたりとか、物価というものの上昇率が大きく変化したときに、従来どおりの行政の運営ができないということも考えられるわけでありまひす。

そういったのが常に考慮した上で今、予算を編成されていると、そういうふうには理解をしてよろしいのでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 単年度の予算編成におきましては、その当該年度の予算規模というの考へて実施をしていると先ほど答弁したところでございませひすが、今度はそちらを今現在の状況をどのように見ていくかと、今度、財政指標のほうがございませひすので、そちらの推移などを見て、長期的な視点も持ちながら財政運営をしているところでございませひす。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 長期的な視点を持つということは、非常に大事かと思ひます。その年何とかなつたからといつても、その次の年以降何とかならない場合というのも出てきまひすかと思ひますので、バブル期のように税収が増えていく頃であれば多少の無理な計画等も十分吸収できたかもしれませひんけれども、そういった要素は、今のところこの日

本社会にはないのかなというような感覚がございます。いずれにしても、必要なところに必要な額を手当てしつつも、そうでない部分は抑制を図りつつ、市民が望むところに必要な手当てがつくような、そういった編成をしていただければと思います。

では小項目②終わりました、小項目③に移ります。ちょっと違った視点で伺います。

小項目③、巨額の予算を投じる事業の計画がある場合、そのしわ寄せはどこに生じるか、お答え願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 多額の財源を必要とする事業でございますが、多くの場合、国、県の補助金に加えまして、地方債である市債をその財源とすることができるものと考えております。地方財政法第5条におきまして、地方公共団体の歳出は、原則として地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならず、地方債をもってその財源とすることができるものは、公共施設の整備費用などに限定されると。こちらは、公共施設の整備には単年度に多額の財源を要することから、地方債を借り入れることで財政負担を後年度と平準化すること、将来にわたって便益を受ける後の世代の住民と現代の世代との負担を分かち合うということで、可能にするためのこの地方債の制度が認められるものでございます。

しかしながら、全ての財源が国の補助、市債で賄えるわけではなく、市債も後年度、将来にわたって返済をしていく必要があるものでございます。各種のインフラや施設の整備に当たっては費用を抑えるとともに、財源の面からも国の補助金、条件のよい市債を活用することで、市の負担を最小限に抑えていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、その毎年度の予算規模を見ながら、市民生活に必要なものについてはしっかりと予算を手当てしまして、その他の政策的経費については優先順位をつけるなどし、計画的な財政運営を今後も心がけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 周期的に公共施設の建て替えとか修繕で、多額の予算措置が必要となる場合があるかと思えます。そうした場合には、いつもの年以上に予算額を調整または削減される事業が出てくると、そういう考えを持つわけでありませけれども、そうしますと多額の費用が必要なときに、今、国、県の補助であったり、地方債、借財ですよね、手当てをするとおっしゃっていますけれども、既存事業につけるべき経費というところ、予算というものもやはり何頭の抑制がかけられたりとか、あと凍結をされたりとか、または事業が先延ばしされると、そういったことも当然予想がされるわけでありませ。

多額の予算を投じるという必要に迫られた場合、どのような点を重視して予算編成するのかをちょっともう少し分かりやすく聞かせていただければと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 多額の予算を財源と必要とする場合ということでございますが、この部分繰り返しとなりますが、その毎年度の予算規模を見ながら市民生活に必要なものについてしっかりと予算手当てをしまして、その他の政策的経費において優先順位をつけながら計画的な財政運営をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 優先順位という言葉が出てまいりました。優先順位なので、例えば事業が10あれば、事業の中で1から10までの優先度が決められて、1番になるものは必要な額をそのまま要求どおりつけても、10番目になると、ごめんなさい、それだけ余裕がないからこれはここまでにしてねとか、そういった要はカットみたいなことが行われるわけでありましてけれども、私がここで言っている多額の予算というのは1億円とか2億円の話じゃなくて、10億円とか100億円とかそういう単位、今、笠間市の一般会計のところは300億円抜けるぐらいのところかと思えますから、それに匹敵するような大きな事業をやるが必要になった場合ですよ。

当然、入ってくるものがそれだけなければ、ぼんとそれは出ませんので、先ほどおっしゃったように補助金を活用したり、借財だったり、それだけでは当然、今度返済していきものが出てきますから、普通に一般の感覚から言えば、借金をすれば利息が出てきますよね、そういったもの考えられますから、それをどっかで、入ってきているんだから手当てをしなきゃいけないと、そういうことになります。そうすると事業の優先度ということになりますので、それが例えばインフラの維持管理費なのか、学校とかそういった教育予算、施設面にかかる話なのかとか、どういうところの予算が優先度になるか、その年度で多分変わってきますので一概に言えませんが、いずれにしても、そういうことを念頭に置いて全体の枠を決めていかなければならないということでございます。

結局のところ、巨額の予算を投じるようなことが発生した場合には、既存事業のいわゆる恒定経費的部分、義務的経費には手はつけないと思うんですけども、そういったところに影響を極力生じさせないような、そんな工夫だったり努力だったり、それが求められると、そう考えるわけですけども、そこはそういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 今おっしゃるとおりで、事業間の調整、年度間の調整、様々な調整をしながら、その年の予算規模に合わせて予算編成をしてまいりたいということと、あと繰り返しになる部分でございますが、多額の財源を要する事業、地方債を借りて、先ほど年300億円に匹敵するような事業というのがございましたが、そういった事業を20年から30年の返済というような形で平準化をして事業を進めていくというのが、財政上の運営の方式かというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 300億円ぐらいの話でちょっとぼやかして聞いてしまった

んですけれども、例としてはっきり挙げて話をさせていただきたいんですけれども、現在、新清掃施設の整備計画が進んでおりますけれども、昨年から随時開催してされております特別委員会における資料の提示とか説明においては、どちらかという理念に重きを置いて計画が進められていると、そういった印象を強く受けるのでありますけれども、そういったところがいろいろと予算編成手当は事業の優先度だとか、あとは市民が要望するところで公共の目的にかなうもの、そういったところにつけていくということが原則になってくるのかと思いますけれども、多額の施設の計画が進んでいる中において、吟味に吟味をして今ある施設の建て替えをして、これだけの経費で済むという考え方なのか。いや、これから笠間市はこういう目的でこういう施設をつくっていきたい、要は他に誇れるような施設というような意味合いにもなりますけれども、理念の部分ですよね、そういったものを強く前面に押しつけて結果を進めるのか。当然、理念を強く前面に出していくと、コストの話が2番目以降になりますから、結果としてコストがかかってくる、そういうことにもなりかねないわけでありまして。

その場合ですよ、住民はどちらを望んでいると思いますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 今、事業を進める上で、理念、コストというキーワードをいただいている答弁となりますが、最小の経費で整備することは重要なものと先ほども答弁させていただきましたが、それに加えまして長期的な視点でありますとか、政策的な価値、理念と言いかえてもいいのかもしれませんが、長期的な視点や政策的な価値など、そういったものを総合的に判断して進めるべきだというふうに考えているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 当然、そういった部分を基本に最初の編成の段階からやっていくんだとは思いますが、事業の遂行の目的というところが出てくると、取りあえずその遂行の部分、達成のほうは先に出てくるというようなことも考えられるわけでありまして。

となると、片やですよ、その数ある事業の中で、片や必要最小限で我慢してやってくれという部分、それからこれは凍結して、ちょっと申し訳ない、もう少し先になるよというもの、いやいやこれはもうやらなきゃいけないから、かかるだけかけて進めるんだよと、そういうのが出てきてしまうのかなと、そういうふうに考えるわけでありまして。

そうすると、必要最低限の手当のものと、規模最大限と言っているのかどうかはありませぬけれども、そういったものが二つ存在をしてきます。そのバランスを取るのには、どういったふうに考えてバランスを取られますか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 予算編成をするに当たってのバランスというふうな御質問と理解をしておりますが、先ほどの長期的な視点や政策的な価値、さらには緊急性でありますとか必要性、あとは法的の義務を遵守するためなど、そういったものを、繰り返して恐

縮でございますが、総合的に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そうですね。行政を回していく側になりますと、こういったことが目的で、こういう考えでやっていますということがありますので、一方で見ている側の市民の側の視点や思いとはちょっとずれてくる場合があるかと思えます。

今の新清掃施設の計画の話ですね、委員会で検討なり協議されている事項などを持ち帰って、よくその辺であるような総会の場で現在進行形の事項として伝えたりすることが私なりにあるわけですがけれども、そういった中でよく聞く声としてはですよ、説明して、要は人に口に出して説明しなきゃ分からない、自慢しなきゃ分からないような高度な能力を持った施設よりも、今あるものを今必要な規模で建て替えて、それで浮かせた分で、もっと目に見えるところを何とかしてくれと、そういったことを複数伺っています。

そういった考えというのは、行政のほうにはおありですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） 予算編成の中で決定をしていくわけでございますが、どのような意図を持ってその事業を推進するのかというものを、もちろん議会で説明するとともに、市民に理解していただくことは非常に大切なことであるというふうに考えております。

さらに、他の事業へということでございますが、例えば教育予算であれば、少子化であっても地域社会や地域経済を今後も持続させていくための投資でありますとか、それぞれの予算については意味合いがあるかと思っております。それぞれの予算の中で比較をいたしまして、その年の予算規模に見ながら、必要なものに予算編成をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 実際にいただいた言葉で分かりやすく、私がさっき言ったことを言うならばですよ、例えば300億円かかると言っているような事業がある場合に、例えばそこで10億円、20億円浮くのであれば、ここの道路1本広くしてくれだの、舗装してくれだの、あそこのがさやぶきれいにしてくれだの、木を切ってくれだの、そういう目に見えるところにきちんと手当てをしてくれと、そういうことを言われるわけでございます。

要は、私なりにそれ解釈したのは、目に見えて実感できる、肌で感じられる生活幸福度のことを言っているんだらうなということを感じたわけですがけれども、そういった生活幸福度に関して、要は無理してとは言いませんけれども、多額のお金をかけていいものをつくるのは分かる、分かるけれども、そこは抑えられるものは抑えて、そこで浮いた分をほかに回してくれと、そういったことを言う声があると、それに関しては、そういった声は予算編成の中に生かされるものですか。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

○総務部長（後藤弘樹君） もちろん、予算編成をする時点での流れの中でも、国、県の

動向または総合計画中長期的な施策目標に加えまして、市民からの声でありますとか、議員の皆様にも説明をした中での御意見なども十分反映した中で、事業を推進していきたいというふうに考えております。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 我々議員という立場は、市民の代表という立場も背負っているわけでございます。当然、私らが口に出すことは、それを後ろでおっしゃっている方がいるということにもなるかと思えます。一個人として考えるものと、そういった声を聞いて口に出すものは、我々違って来るんですよ。だから、いいものをつくるというところについては、例えば新ごみ処理施設の話になりますと、いいものをつくる、それはそれで結構だと思う反面ですよ、いやそこに必要以上にお金をかけずに、そういう目に見えるところやってくれよ、前から言っているところやってくれよということは当然言われるわけです。

ですから、そういったところをやっぱりきちんと考えて思った上で今後また進んでいくと思えますけれども、新清掃施設の整備計画、これを今後進めるに当たっては十分に考慮をしていただきたいと、そう思うわけでありまして。どうしてもその辺に値札をぶら下げて売っているものではありませんので、始まってみないと分からないというところはあるかと思えますが、コスト意識は持っていただきたいなと思っております。必要最小限、最低限、今現在の市民生活がダウンしないようなレベルでのコストですから、当然物価が上がっていますから、昔100でできたものが150になるとか、そういったことは考えられますけれども、そういうことは十分に考えていただきたいと思うわけでありまして。

いずれにしても今回言いたかった言葉は、限りある予算を有効に活用してもらおうのはいうまでもなく、市民が毎日を豊かに幸せに暮らせるような、生活幸福度に重きを置いた、そういった予算編成をもって行政運営を行ってほしいなど、そういうことでございます。

その点を強く要望させていただきますが、何かつけ加えて御答弁いただくことはありますでしょうか。

○議長（大関久義君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 私のほうから、部長のほうは繰り返しになろうかと思っておりますので、答弁をさせていただきます。

予算の確保と予算の執行の在り方と、そういうことでの御質問かなと思えます。

先ほど部長が10年間と、今後、財政的には収入は増えてくるだろうと。我々行政としては、やっぱり収入を増やすという努力もしなければ当然なりません。それは、企業誘致であったり、個人の所得をどう上げるか、もちろん国のほうのインフレだとか、長期的にはデフレだとか、物価高だとか、金利の状態だとか、経済状況だとか、いろいろな状況がありますので、20年先になると、今の日本の社会で、私はその財政需要を明確に打ち出すというのは非常に厳しいというふうに思っています。

ただ、やっぱり稼ぐことを行政としてもしていかなければなりませんし、長い目ではもう一方で、例えば下水道の料金を上げたとか、今ごみ袋のお金をいただいている、去年から事業者の持込みを有料にした、そういうのもある意味では全体的な収入の一つでございますので、今後そういうことに心がけながら、やっぱりどうやって収入を増やしていくかということのを常に考えていかなければならないと思います。

一方で、大規模事業ですね、大規模事業は、御承知のとおり、単年度で行う事業ではありませんし、計画的に行う事業でありまして、もちろん財源はいろいろな国のやつ含めて確保しながらやっていくわけでありまして、私は安見議員とはちょっと考え方が違うと思いますが、やっぱり一般財源をどれだけ負担するのかわからないのか、やっぱりそこが一つのポイントだと思っております。もちろん、理念も必要です。コスト意識も必要です。そういう考え方のもとで、どちらが優先ということではなくて、当然やっていくのが当然のことかなというふうに思います。

行政でございます、市民の税金でやっぱり運営しているので、そこは有効的に使っていかなければなりませんし、市民にいろいろな意見を、議員もそうでしょうが、私らもいろいろなところで、いろいろなどにかく意見や要望をもらいます。やっぱり、そこでどう説明できるのかというのは私の立場だと思うんですよ。納得のいく説明をしっかりと心がけて予算を、大切な税金でございますので、しっかり執行していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 力強いお言葉を、お考えを聞かせていただきまして、ありがとうございます。

今、どれだけ説明をして分かっていただくかということになりますけれども、我々がいろいろな現在施策を説明する立場になりますとなかなか、具体例で言っちゃいますと、新清掃施設のことを聞かれて答えるとなりますと、明確に市民にいろいろなことが都合よく説明するというのが、現状では非常に難しいです。やっぱり、コストがかかるもの、なぜそんなものが要るんだという声のほうが大きいので、そこはやっぱり建て替えだけでいいじゃないかという声に対して、いやいやいやというのがちょっと一個人としても難しい状況です。ですから、なぜそうなったとかという経緯が分かる詳しいその資料なりが出てきて、それを自分で理解をして、こういうことなんだよというものが話せばいいんですけども、残念ながら今その段階にはまだないのかなと私は感じております。

ですから、今後、整備計画が進むにつれて、いろいろなことがまた明らかにされて説明を受けていくんだと思いますが、我々が住民にこういう施設、こういう目的でこれだけものが必要だからこうなんだよというのがもし説明できるようであれば、それは十分に伺って、またそれを伺った上で、一市民としてイエスなのかどうなのかの判断はしていきたいと思っております。

いずれにしても、一般市民の中では、要は一般財源だとか、いろいろな細かいテクニックの話をして、なかなか分かりません。要は、自分たちの負担が軽くなるにこしたことはない。あと、目に見えて自分たちに恩恵があるのが一番という考えがやっぱり第一になりますので、そういったものも念頭に置きながらやっていただきたいなと思います。

以上で大項目1を終わります。また必要に応じて、今後お聞かせいただくかもしれませんが、これにて大項目1は終わります。

続きまして、大項目2ですね、「いじめ」についての認識とその防止教育についてということでお伺いをいたします。

学校の場においては、悲しいことですが、いつの時代もいじめというものが存在をしております。誰のためにもならないこのいじめという行為ができれば世の中からなくなってほしい、そんなふうに思ったりするわけですが、子どもの世界も大人の世界も残念ながらなくなりそうもありません。無意識に行っている嫌がらせ的な行為が、気づかないうちに実はいじめになっていたりする。それでもやったほうの本人は、それに気づいていなかったりする、そういうことが多いのかなと考えますが、一人一人がいじめという行為の愚かさや非生産性に気づいてくれれば、この世の中に無数に存在するこのいじめというものが少なくなる方向に向くのではないかと考えています。それをしっかりと教えることをしていけば、今より少しでもよくなるのではないかと、そんな思いから質問をさせていただきます。

まず、小項目①、「いじめ」の定義とはについてお伺いをいたします。お願いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 7番安見議員の御質問にお答えをいたします。

「いじめ」の定義ということでございますけれども、他者に対して意図的に精神的身体的な苦痛や不快感を与える行為のことだと思っております。例えば、暴力や脅迫、嫌がらせなども含まれていいと思います。

定義の四つのポイントがございまして、まず一つは、加害も被害も児童生徒同士であるということ。2番目には、両者に一定の人的関係が存在する。昔でいうと、のび太とジャイアンのように上下関係がありましたけれども、ある一定の人間関係が存在するということがあります。3番目としては、心理的または物理的な影響を与える行為をしたということですね。そして最後、四つ目ですが、受けた側が心身の苦痛を感じていること。この四つの定義に基づいていじめと判断をしております。

以上です。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 定義ということでお伺いしまして御説明いただきました。ありがとうございます。後でも触れますけれども、いじめ防止対策推進条例の冒頭に書かれているような内容だったかと思っております。

それでは小項目①、「いじめ」の定義が四つのポイントに分けて御説明いただきましたので、小項目②に移ります。

では、その「いじめ」の認識を児童生徒にどのように指導・教育をしているか、お伺いをいたします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君、自席でお願いします。

○教育長（小沼公道君） 児童生徒にどのように指導・教育をしているかの御質問にお答えをします。

各学校におきましては、学校いじめ防止基本方針をもとにしまして全ての学校を対象に、学校で児童生徒を対象に毎年、年度当初に各学級や学年集会等で、児童生徒に相手が心身の苦痛、嫌な気持ちになったらいじめだという認識を持たせるために、その定義を伝えております。また、学校によっては弁護士を講師に招きまして、児童生徒を対象にいじめはいわゆる刑事罰に当たるということを認識させるために、法律に基づいたいじめの考え方を学ぶ機会を設けております。

以上です。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 毎年、年度当初に集会等で行っているということでありませけれども、その中で、場合によってはいじめというものや行った行為が刑事罰に当たるというようなところに踏み込んで話をされている、そう今認識をしましたけれども、その刑事罰に当たるというところの認識はどの程度詳しくされているものなんでしょうか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） いじめの定義としてお伝えをしましたけれども、相手が嫌な気持ちになったことは全ていじめだということで、認識をしてもらうということで、子どもたちに指導しています。

ただ、通常の生活の中で、トラブルになって相手をたたくとか、たたかないということになったときについても、本来、学校の教室の中とか学校の校門の中では、教育的配慮というもとなかなか刑事罰というのはできませんけれども、学校の校門出て、いわゆる一般のところできこした行為は全て刑事罰になるということ子どもたちに認識させるということでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 今の教育長の説明だと、学校の中では刑事罰に相当する行為をしても、いじめということで何か許されるような、そんなニュアンスを受けるわけです、学校から出たらば、それはしっかりと刑事罰でお咎めを受けると。そうすると、常々私も思っているんですけども、いじめというワードが、いたずら以上犯罪未満といったような、そういったイメージが何となくわいてきまして、行為事態は明らかに犯罪なのに、なぜかその刑事責任を負わなくても済んでしまうかのような、いじめというくくりになると済ん

でしまうような錯覚を与えているんじゃないかと、そういう認識はございませんか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 大変言葉足らずで、申し訳ございませんでした。

校門の中でも外であってもいじめは同じだと、刑事罰に当たるということで教えていることであって、言葉足らずで大変申し訳ありません。

ですから、相手に苦痛を与えて、相手が嫌だということはもう全ていじめなんだという認識を与えるということで、スクールロイヤーを招いて、弁護士を招いての講習をやっているということでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） いじめが刑事罰に当たるというところは一つ一つ言っていくと長くなりますけれども、例えばですよ、同級生のおなかを繰り返し蹴ったり殴ったりすれば、これ暴行罪ですね。けがをさせてしまったとすれば、もう傷害罪になっちゃいます。あとは、暴行とか脅迫を手段として、他人に同級生に義務のないことを負わせたりする場合は、強要罪ですね。

こういったところに踏み込んで、刑事罰に当たりますよというところを指導・教育しているのかどうかということを伺いたいですけれども、そこはいかがですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） お答えをします。

議員おっしゃるとおり、やはり法教育というのは、日本の教育は既に遅れていると思っています。ですから、家庭教育の中でも、こういうことをすれば刑事罰に当たるということを受けてきた子どもたちではないので、学校の中で教える場面というのがとても少ないのが今まで現状でした。ですから、弁護士をお願いして、いわゆる法律に基づいて、こういうことはいわゆる刑事罰に当たるんだということを植付けさせるという意味でも、スクールロイヤーの活用をずっと図っているということでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 一たびこういったいじめということで何か刑事罰に相当するような行為が発生した場合には、やはり学校の中でとどめると、いじめという行為でくくられて何となく穏便に済まされてしまうことも考えられますので、やはりいじめという行為の中身が、我々が学生だった頃よりも若干、深刻化してと言いますか、内容がちょっと悪質化しているような印象も受けるわけでございます。そうすると、学校だけで対処ができずに、もう少年であっても刑事罰の咎め、指導を受けるような、そういったところに案件を持ち出して裁いてもらうことも場合によって必要となる、そういったことがされることによって、それによって抑制される、抑制効果が発生するという場合もありますので、そういった判断はいじめイコール犯罪ではないみたいな、何となく変なニュアンスで事が済まされないようにしていただきたいなと思います。

いずれにしてもいじめに対する教育なり指導は行われているということですので、小項目②終わりました、これ具体的にお聞きするために、次の小項目③ですね。

では、いじめを防止するためにどのような取り組みを行っているかということをも具体的にお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） いじめの取組についてお答えをしたいと思います。

取組についてなんですけれども、各三つのカテゴリーにおいて学校においては取組を行っています。そのカテゴリーの三つというのは、児童生徒向け、それから教職員向け、保護者向けについてでございます。

まず、児童生徒のいじめ防止の教育につきましては、自分の大切さとともに、ほかの人の大切さを認めることができるということ、人権感覚を身につけることが重要だということで、各学校においては人権集会とか、いじめ防止フォーラムを開いて人権意識を高めているのが現状です。また、本市においては、道徳の授業を要としまして、学校の教育活動全体を通して、いじめ防止に取り組んでおります。特に、本市においては、道徳の授業を担当だけではなくて、ローテーション道徳と言いまして、全ての教職員が子どもたちに関わって道徳を教えるという、そういうふうなことを行いまして、様々な先生が様々な価値観で児童生徒に対応しているというのが現状です。

次に、教職員向けとしましては、年度初めに職員会議におきまして、学校いじめ防止基本方針について共通理解を図っております。また、スクールカウンセラーや弁護士を講師に招いて研修を実施し、資質の向上にも努めております。

次に、保護者向けにつきましては、情報モラル講演会を開催し、昨今増加しているインターネットを通じて行われるSNS等のいじめの防止につなげているのが現状です。

以上でございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 学校内でいろいろ指導なり取り組まれる、児童生徒に対する部分と教職員に対する部分、こういったところは日頃から割と、十分とは言っていないかどうか分かりませんが、それなりにやられているんだと思います。ただ、これが保護者の目になりますと、保護者がそこに日中常駐はしておりませんので、機会を捉まえて何か、今の答弁ですと、講演会的なものでそういったのを話しているということなんです。

児童生徒に対する教育はもちろんなんですけれども、思うにですよ、やっぱり間接的に保護者に対しても学校教育の一翼を担っていただかなきゃいけないと思いますので、十分に親として子どもを監督してもらうような、そういったことを意識してもらうような取組も必要かと思えます。つまり、自分の子どもがいじめという行為をしてしまった、いじめ、ごめんなさいねではなく、そのいじめがですよ、内容によっては刑事罰に相当するところだとすると、そういったことをしないように家庭での注意なり指導なり教育をしてもらわ

なくちゃいけない。

ですから、意外と保護者に対する部分の取組は重要だと思うんですが、そういったところは十分にされていますか。または、やったとすれば、効果は現れていますか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 保護者についてのお尋ねなんですけれども、教室の中で起こるいじめのほとんどというのは、からかい、冷やかしというのが、アンケート調査でも1番に出ています。この部分について1番大きいのは、やはり子どもたちそれぞれの価値観が違うので、例えばいじめだと思われる子どもにとってみたら苦痛であっても、いじめる側はそのぐらいでいじめなのかと思っている場合が結構多いんですよ。これってやっぱり家庭の環境で、小学校に上がってくる間の家庭教育の過程の中で、いわゆるそれぞれの価値観で育ってきた子どもたちが教室の中で活動をしている。これを何とか1人の先生が、また一つの価値観を持って、30人学級だったら31個の価値観のぶつかり合いなものですから、なかなか難しいというところなんです。

それから、家庭教育学級というのが本市において活発に行われていますけれども、どうしても現状でいうと、家庭教育学級に来てもらいたい親は来てくれないというのが現状なんです。ですから、伝えたいところで伝えられないということ。あと、各学校においては、年度当初にいじめ基本方針等を保護者向けにいわゆるメールで送ったりとかネット上に上げてはいますが、それがどれだけの人たちが見るかというところが問題なので、いわゆる人権講演会を共同で親子開催したりとか、そういうことを通じて、いわゆる何て言うんですかね、そこを啓発していく、これを続けていくほかないのかなと、そのように感じています。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） そうですね。教育長おっしゃった、伝えたい親が来ない、聞かせたい親が来ない、そういったところの家庭で、その子がいじめの当事者なり、その家庭になると必要な理解がないままに、今度は学校に対して理不尽な要求であったりクレームだったりとか、そういうことにつながりかねないわけなんですけれども、実際そういったことが起因すると思われまして、学校側がですよ、その対応に苦慮している、その対応で疲弊をしているというようなことを結構伺ったりいたします。地域性もありますので、なかなかどこというふうには言いませんけれども、親も親なら子どもという表現が適切かどうかありませんけれども、そういったことをおっしゃる方もよくいたりします。我々も昔にそういったいじめのような行為を受けた先輩なり上級生のお子さんがそのようなことをすると、何となく変な意味で理解ができてしまったりするわけなんですけれども。

ですから、児童生徒を、学校はもちろんですけれども、保護者に対する部分というのは手厚くやっていただくような必要性があるのかなと思います。それによって、今よりいじめというものが起こらなくなって、学校が持てるエネルギーを児童生徒の教育に十分に注

ぎ込める、そんなふうになっていっていただきたいなと思うわけでありませう。

小項目③終わりました、小項目④ですね、いじめ防止対策の推進を図るということで、令和3年3月に「笠間市いじめ防止対策推進条例」というものができましたけれども、この条例が制定されたことによってどんな効果が上がっているのか、制定とその効果について伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 本市においては、先ほど議員がおっしゃったとおり、笠間市いじめ防止対策推進条例が、議員の皆様の御議決によりまして令和3年3月18日に制定されました。同年4月1日に国のいじめ防止対策推進法と併せて施行されているわけですが、それを受けて、各学校においては定期的にアンケート調査を実施しております。

また、アンケート調査以外に心理テスト、俗に言うQ-Uテストというものでございますが、居心地がいいクラスかどうかというはかれるようなQ-Uテスト等も行っているんですけれども、そのアンケート調査やQ-Uテスト等によると、いじめの発生件数というのがつかむことができます。令和5年度においては、小学校において234件、中学校においては99件ということで、このいじめ調査に基づいて各学校においては調査委員会を開催し、一つ一つのその対処について、それを先生方で話し合い、子どもたちと話し合い、解消に向けて頑張っているところでございます。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 今、教育長言われたアンケートだったりテストだったりというのは、この条例が制定されたことによって取組が始まったことですか。それとも、従前よりあった取組ですか。

○議長（大関久義君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 言葉足らずで申し訳ございません。

全国的に、平成23年に大津市で起こった自殺の事件から、国が平成25年に国で法律をつくりました。この平成25年からがキーワードで、各学校で年4回程度アンケートを取るようになって、爆発的というか、先生方がアンテナを高くして、いじめを認知するという機会が増えてきたということでございます。

以上です。

○議長（大関久義君） 安見貴志君。

○7番（安見貴志君） 要は、認知件数の増加ですね。全部とは言えないまでも、ある程度の件数を把握して、それに対する何らかの対処を取れるようになったと、そういうことかなと思います。

せっかくつくった条例ですので、条例に基づいてきちんと取組を行っていただきたいと思っておりますし、また作ったはいいけれども、少し使い勝手が悪いということであれば、以前の一般質問でも申しましたけれども、機能しない条例であればどんどん手直しをして使い

勝手のいいものに変えていく、そういうことはやっていっていただきたいなと思います。

このいじめというものですね、子どもの世界それから大人の世界どっちもそうですけれども、やったほう、やられたほう、またそれに最後起きたことに対して何か対処していくとなりますと、相当なエネルギーと時間を費やしてしまいます。できれば、そういった生産的じゃないところでのエネルギーの消費というのは避けたいわけですが、日頃のいじめの防止教育なり、その取組によって学校現場が少しでも平和になりまして、子どもたちが安心して授業を受けられる、通える、そして日本の教育レベルを上げていっていただく、そういうことによって、ひいては最終的に市民生活が平和で豊かなものになると、そういったことを期待してしまうわけですが、その一つの取組としまして、地道にいじめの防止、取組の教育なり指導というものはやっていってほしいなと思います。

特に、個人としましては、その保護者に対する部分については、今後力を入れてやっていただきたいと思います。その保護者の動き次第で、やっぱり学校の現場というのが非常に、その後始末で大変な思いをしているのが現状でございます。先生たちからも生の声を聞いていただいて、そういったところを何とかしていくような取組がされることを期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大関久義君） 7番安見貴志君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、10日午前10時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

なお、この後、総務企画委員会及び建設産業委員会による連合審査が開催されますので、各委員の方々は全員協議会室へお集まりください。その後、議会運営委員会を開催いたしますので、委員会室までお集まりをいただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

午後3時06分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 西 山 猛

署 名 議 員 石 松 俊 雄